

第2次
多治見市
都市計画
マスタープラン

人にやさしく、活力のあるまち
～集約・再生型都市計画～

2010 ▶ 2020



『人にやさしく、活力あるまち』集約・再生型都市計画

多治見市と笠原町との合併、人口減少社会の到来、切迫した財政状況、新しい多治見市総合計画のスタートなど多治見市を取り巻く環境が大きく変化しています。このため、多治見市では、こうした環境の変化を受けて 2000 年度に策定した都市計画に関する基本方針、いわゆる都市計画マスタープランを見直すこととしました。

都市計画マスタープランを見直すにあたっては、前計画がめざしたコンパクトなまちづくりを踏襲していくことを前提に、「人が元気！まちが元気！多治見」の実現と環境に配慮したまちづくりをめざしていきます。

そのために、今回の見直しでは特に企業誘致や地場産業の育成を柱とした産業構造の構築に向けた都市計画と、「日本一暑いまち多治見」をキーワードとした高気温対策などの都市計画の実現に向けて取り組んでいくことを柱にしています。

産業構造の構築については、工場等の立地促進や起業に有利な土地利用を図るとともに、陶磁器の持つ文化的な雰囲気を活かしたビクターズ産業の育成に目を向けたまちづくりを進めていきます。また、公共交通の充実や人優先の道づくりなどと合わせて厚いもてなしを提供できるまちづくりをめざしていきます。

環境配慮については、特に自動車から排出される温室効果ガスを抑制するため、渋滞緩和のために必要な最低限度の道路整備や、マイカーに頼る生活スタイルから公共交通を利用する生活スタイルへの転換をめざしていきます。また、中心市街地における緑のボリュームアップと新たな水辺空間の創出にも取り組んでいきます。

将来にわたって誰もが安心して集い、働き、住まうことのできるまちをつくること、そこから新たな賑わいが創出され、「人が元気！まちが元気！」になると確信しています。

経済情勢や環境問題など様々な社会情勢の変化に対し、柔軟かつ適切な都市計画制度の活用が求められています。まちづくりは住民の手でという考えのもと、これまでと同様、みなさんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

暮らしやすい、ふるさととして愛着が持てる多治見となるよう、ともに取り組んでいきましょう。

平成 22 年 11 月 吉日

多治見市長

古川 雅典

第2次多治見市都市計画マスタープラン

—目 次—

第1章 マスタープランの見直しにあたって

1 多治見市の都市計画

- (1) 都市計画マスタープランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 多治見市における都市計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 マスタープランの見直しの背景と視点

- (1) マスタープランの見直しの背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 上位・関連計画からの見直しの視点・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 都市の現況と課題への取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2章 全体構想

1 都市計画の目標と方針

- (1) 都市計画の理念とマスタープランの基本方針・・・・・・・・ 14
- (2) 将来フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) まちづくりエリアでの展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (4) まちづくり重点施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

2 部門別方針

- (1) 低炭素社会づくりの方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) 都市的土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (3) 自然環境の保全・活用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (4) 交通システムの整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (5) 生活環境の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第3章 地区別構想

1 中央部市街地エリア

- (1) エリアの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (2) まちづくりの現況・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (3) まちづくりのテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (4) 市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (5) 自然的環境の保全・活用に関する方針・・・・・・・・ 47
- (6) 交通システム整備に関する方針・・・・・・・・ 48
- (7) 生活環境整備に関する方針・・・・・・・・ 48
- (8) 重点的取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

2 東部丘陵地エリア

(1) エリアの課題	54
(2) まちづくりの現況	54
(3) まちづくりのテーマ	56
(4) 市街地の整備方針	56
(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針	57
(6) 交通システム整備に関する方針	59
(7) 生活環境整備に関する方針	59
(8) 重点的取り組み	60

3 西部・南部丘陵地エリア

(1) エリアの課題	64
(2) まちづくりの現況	64
(3) まちづくりのテーマ	66
(4) 市街地の整備方針	66
(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針	68
(6) 交通システム整備に関する方針	68
(7) 生活環境整備に関する方針	69
(8) 重点的取り組み	70

資料編

策定までの経緯	74
用語の解説	76

第1章 マスタープランの見直しにあたって

- 1 多治見市の都市計画…………… 2
- 2 マスタープランの見直しの背景と視点…… 6

第1章 マスタープランの見直しにあたって

1 多治見市の都市計画

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

ア. マスタープランの役割

第2次都市計画マスタープランは、第1次計画の計画期間の満了と、都市計画制度の異なる旧多治見市と旧笠原町の合併を契機として策定するもので、都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

第2次都市計画マスタープランを定めるにあたっては、都市の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通しを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての道筋を明らかにしていくことを基本とします。また、都市計画への市民参加を念頭に、都市計画以外の各種計画との相互調整を図りまちづくりの総合性を確保していきます。

- 都市の将来像や、まちづくりの目標と方針を明らかにし、市民の都市計画に対する理解と参加を容易にします。
- 土地利用、都市施設などの個別具体の都市計画やその他各種計画との相互調整を図り、まちづくりの総合性を確保します。

イ. 各種計画との関係

『多治見市都市計画マスタープラン』は、『多治見市総合計画』『多治見市環境基本計画』『国土利用計画(多治見市計画)』等と、整合・連携をとりながら、都市計画に関する基本的な方針などを総合的にとりまとめたもので、第1次計画は、平成13年3月に策定しています。

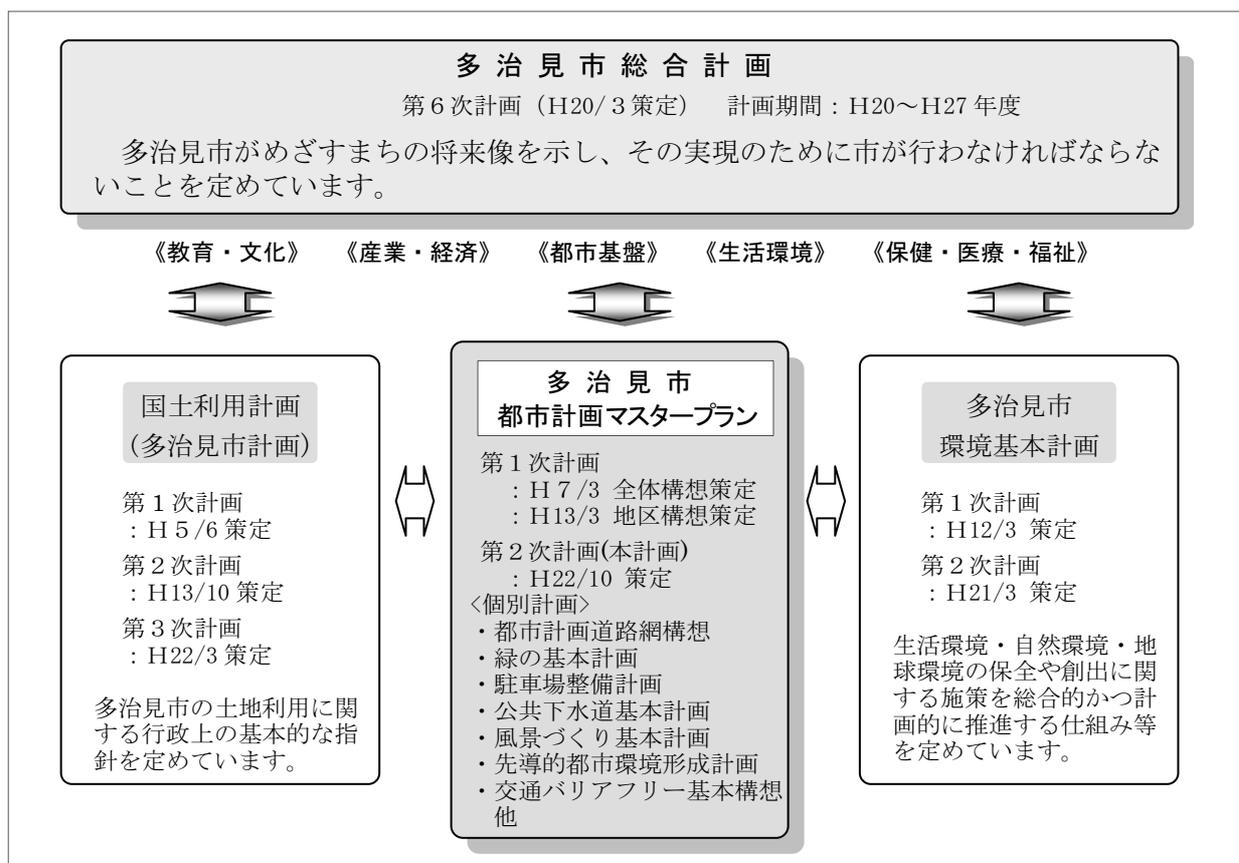
ウ. マスタープランの計画期間

『第2次多治見市都市計画マスタープラン』の目標年次は、おおむね10年後の2020年とし、2010年度から2020年度までを計画期間とします。

ただし、都市の将来像の検討においては、長期的な視野に立った展望が必要であることから、目標年次を超えた検討を行うとともに、整備に相当期間を要する都市基盤施設(道路等)には、目標年次を超えた計画も含めます。

なお、平成20年3月に策定した「第6次多治見市総合計画」の計画期間は2015年度までであることから、総合計画の更新内容によっては、必要に応じ本計画を見直していきます。

- 都市計画マスタープランは、2020年を目標年次とし、計画期間は2010年度から2020年度までを基本とします。



(2) 多治見市における都市計画の概要

旧の多治見市と笠原町は、都市基盤や生活環境、教育、産業などの各分野における行財政運営の効率化など多様化する行政ニーズへの対応や地方分権の流れを受けて、平成18年1月23日に市町合併をしました。

都市計画については、旧多治見市が都市計画の区域区分を指定した線引き都市計画であるのに対し、旧笠原都市計画は区域区分指定のない非線引き都市計画であることから、合併協定では一体的まちづくりのため、合併5年以内に多治見都市計画に合わせて笠原都市計画を統合することとし、平成22年12月には合併後の新都市計画がスタートすることになりました。

◇多治見都市計画と笠原都市計画の現況 (平成21年12月31日時点)

	多治見都市計画	笠原都市計画
都市計画区域	指定：昭和27年4月 6,368ha 現在：7,779ha	指定：昭和49年9月 1,346ha 現在：1,345ha
用途地域	指定：昭和43年4月 1,270ha 現在：2,618ha	指定：平成3年8月 479ha 現在：505ha
都市計画区域区分 (線引き)	指定：平成8年10月 2,659ha 現在：2,618ha	非指定

ア. 土地利用に関する計画

都市計画区域内を市街化区域及び市街化調整区域に区分したり、用途地域などの地域地区を指定したりするなど、土地利用について規制・誘導しています。

① 都市計画区域区分（線引き）

- ◆ 昭和40年代以降に市街地周辺の丘陵地で展開された住宅団地開発によって都市化が急激に進展した半面、中心市街地の空洞化や中心部での自動車交通量の増加、丘陵地の緑の減少などの問題が発生しました。

このため、計画的な市街地形成をめざして、平成8年10月に旧多治見市で都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する都市計画区域区分（線引き）を実施しました。

- ◆ 旧笠原町では、平成22年に線引きを実施します。

② 地域地区

- ◆ 市街地(市街化区域)に『用途地域』を指定し、良好な都市環境の形成をめざしています。
現在、市域では住居系6区分・商業系2区分・工業系2区分の合計10区分の用途地域を指定しています。
- ◆ 市街地に隣接する緑地を主体に『風致地区』を指定し、良好な自然環境を保全しています。
現在、高根山、虎溪山、窯洞、中峰谷の4つの風致地区 約75haを指定しています。
- ◆ 陶磁器・タイル関連の生産施設が立地する市街地に『特別工業地区』を指定しています。
用途地域による建築制限を緩和し、地場産業の保護育成を図る地区と、特定の工場などの建築制限を強化し、周辺的生活環境の保全を図る地区があります。
- ◆ 中心市街地の商業地域を主体に『防火・準防火地域』を指定し、建物が密集する市街地での不燃化を進めています。
- ◆ 中心市街地に『駐車場整備地区』を指定し、駐車場整備の促進による円滑な道路交通環境の形成をめざしています。

イ. 都市施設の現況

道路、公園・緑地、下水道など、都市での生活にとって必要な施設の配置や規模について定めています。

① 都市計画道路

- ◆ 平成21年12月末現在で32路線、総延長81.3kmの道路を都市計画決定しており、そのうち49%の整備を完了しています。
- ◆ 都市計画道路は、人や車の円滑な移動ルートであるとともに、防災・環境面、上下水道等のライフラインの設置場所として、快適な都市環境の形成において欠くことができない施設です。

② 都市計画公園・緑地

- ◆ 平成21年12月末現在で都市計画公園27ヶ所、都市計画緑地3ヶ所の約132haを都市計画決定しており、そのうち90%の公園・緑地を開設しています。

- ◆ 都市計画決定されたものの他に、98ヶ所約36haの公園を開設しており、都市計画区域の約1.7%、市民一人当たり13.2㎡の都市公園・緑地面積を確保しています。

③ 公共下水道

- ◆ 平成21年12月末現在で約2,951haが公共下水道の事業認可区域であり、そのうち79%の2,336haが公共下水道の処理区域として整備されています。

④ その他の都市施設

- ◆ 市民が共同で利用する根幹的な施設として、汚物処理場、ごみ焼却場、市営駐車場、市民病院、市総合文化会館を都市施設として都市計画に定めています。

ウ. 市街地開発事業の現況

道路や公園の整備が遅れた市街地で実施する土地区画整理事業や、中高層の再開発ビルの建設に併せて道路・広場を整備する市街地再開発事業について定めています。

① 土地区画整理事業

- ◆ 宅地を整形化しながら道路や公園などを一体的に整備する効果的なまちづくり手法で、土地の所有者や住民が話し合っって新しいまちをつくっていく事業です。現在、多治見駅北地区、神戸・栄地区などで事業を進めています。

② 市街地再開発事業

- ◆ 昭和43～46年に多治見駅南地区において約0.9haを「多治見駅前防災建築街区」として整備しました。

エ. 地区計画等に関する計画

土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する計画に加えて、地区ごとの特性に応じて定める詳細計画です。

① 地区計画

- ◆ 良好な居住環境の保全や優れた環境の形成など、それぞれの地区特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを誘導する計画です。土地や建物所有者などの住民が主体となって検討し、関係者の合意のもとに定めていきます。
- ◆ 商業業務と居住機能の調和をめざして多治見駅北地区において、地区計画を指定しています。
- ◆ 将来にわたる良好な居住環境の維持増進に向けて丘陵部の3ヶ所の団地において、地区計画を指定しています。
- ◆ 産業振興と地域活力の向上をめざして市街化調整区域の山吹地区において、地区計画を指定しています。

2 マスタープランの見直しの背景と視点

(1) マスタープランの見直しの背景

「第1次多治見市都市計画マスタープラン」は、都市計画法の平成4年改正法を受けて、平成7年3月に全体構想を策定し、その後の都市計画区域区分（線引き）や、市民参加によるまちづくり研究会での話し合いなどを経て、平成13年3月に地区別構想を加えた正規のマスタープランとしてスタートさせました。

第1次多治見市都市計画マスタープランは、平成22年を目標（計画期間：10年）としてきましたが、その間に人口減少基調が定着し社会全体が成長から成熟の時代に移行したことや、市町合併によりそれぞれの市町で異なっていた都市計画制度の統合が必要になったこと、さらには、平成20年8月から新しい多治見市総合計画がスタートしたことなど、多治見市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきました。

見直しの背景

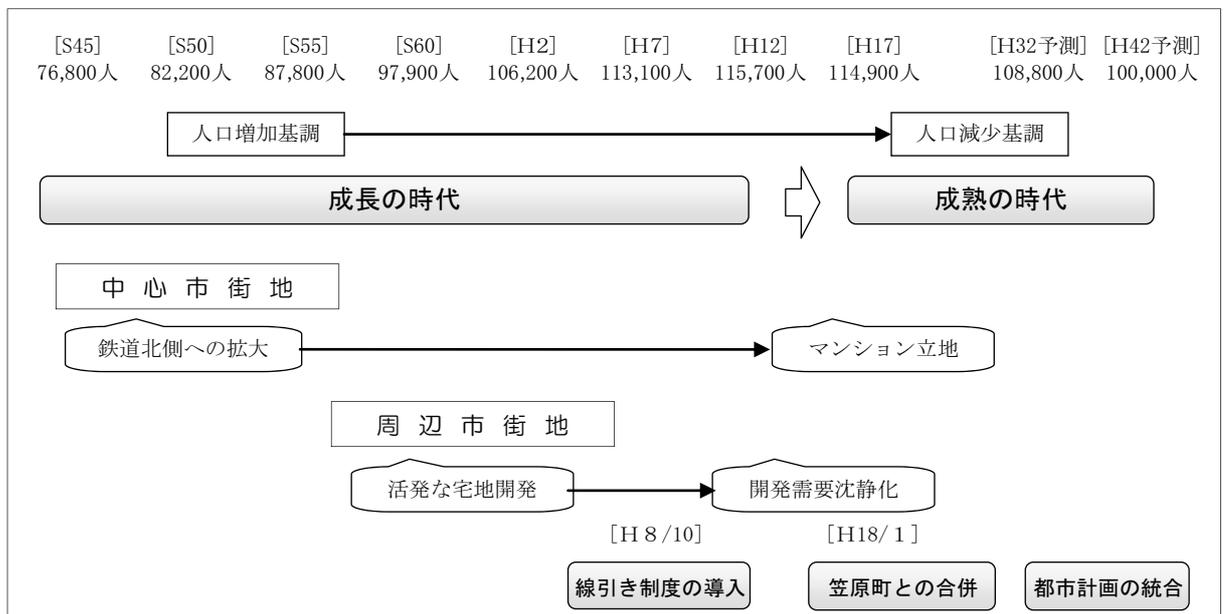
- ① 都市をとりまく環境が、成長から成熟の時代へ移行したこと
- ② 合併に伴い、多治見と笠原の都市計画の統合が必要になったこと
- ③ 平成20年8月から、新しい多治見市総合計画がスタートしたこと

〈見直しの背景①〉

成長から成熟の時代への移行

既成市街地の周辺丘陵地では、高度経済成長を背景とし、安価で通勤利便の高い土地を求めて宅地開発が盛んに行われ、著しい人口増加を招いてきました。現在では、丘陵部での宅地開発は沈静化し、市街地中心部の多治見駅北西部を中心にマンションが建設されていますが、人口は減少基調に転じています。

このため、予想以上の速さで進行する人口減少社会に対応できる都市計画として、現行計画を検証する必要性が生じました。



〈見直しの背景②〉

都市計画における笠原地区の統合

旧多治見市と旧笠原町の合併(平成 18 年 1 月実施)に伴う都市計画については、合併協定項目第 20 - 12 号(「合併後 5 年以内に多治見市の制度に統一する」)により、平成 23 年 1 月までに統合することになっています。

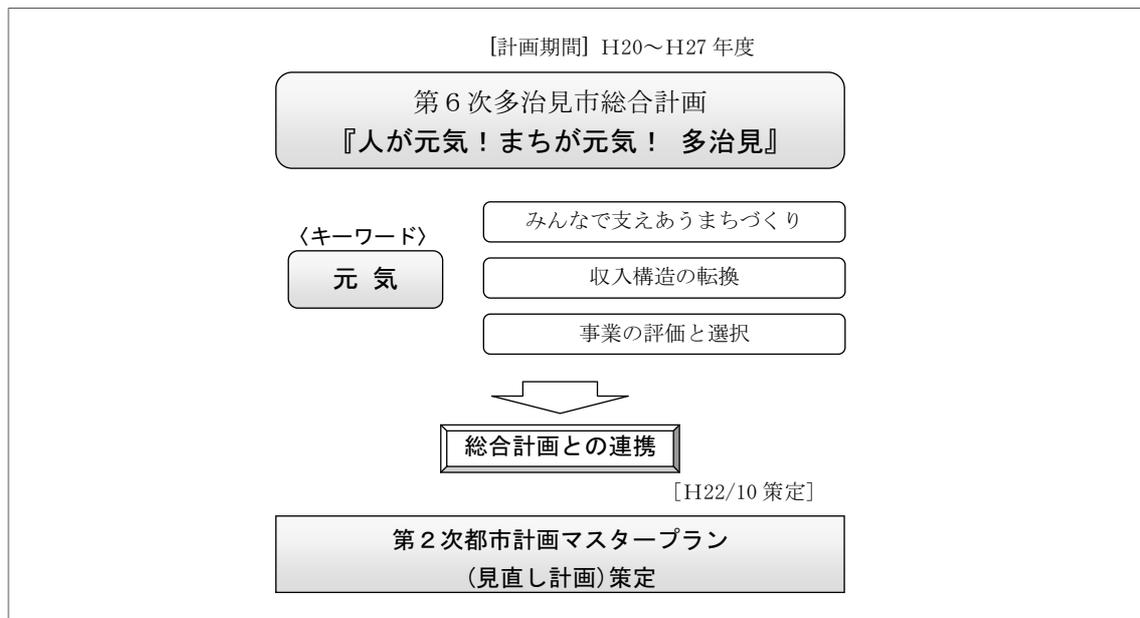
都市計画区域を統合し、線引き制度を笠原地区で実施するなど、都市政策にかかわる各種計画の見直しを進めており、その根幹となる計画として、都市計画マスタープランに笠原地区を組み込む必要性が生まれました。

〈見直しの背景③〉

新しい多治見市総合計画のスタート

少子高齢化と人口減少、税収入の減少、環境の悪化など、厳しい社会情勢の変化に的確かつ早期に対応するため、「多治見市第 6 次総合計画(平成 20 年 3 月策定)」を平成 20 年度からスタートし、平成 27 年度までの 8 年間の行政運営を計画的に進めています。

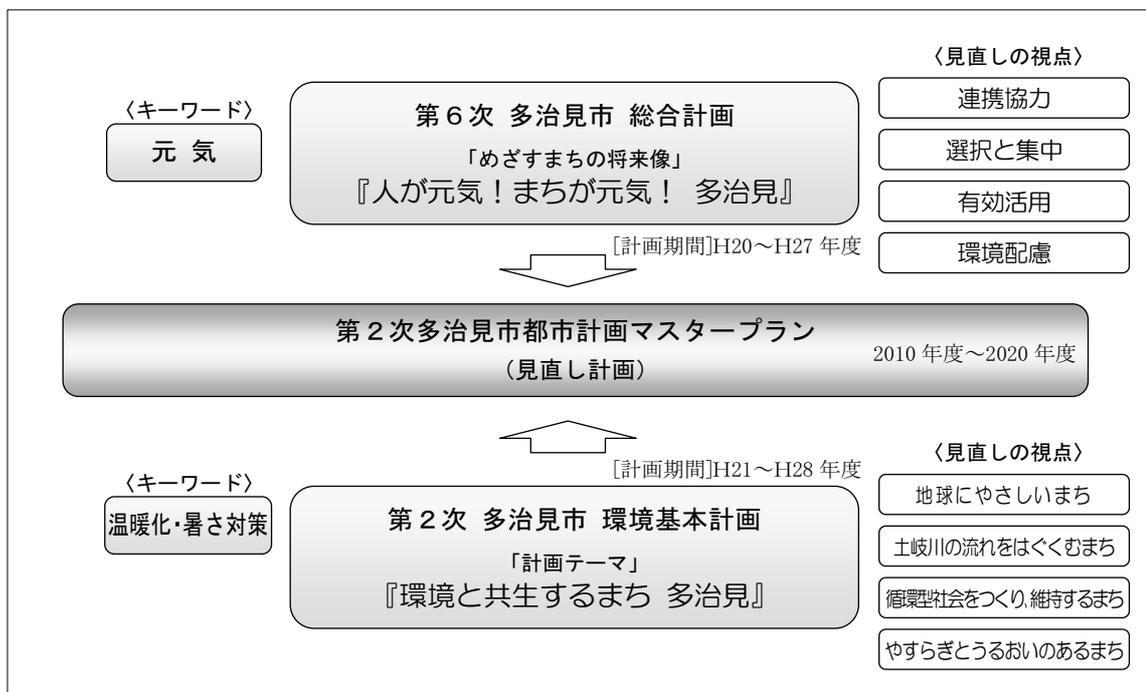
総合計画では、多治見市のめざすべき将来像を『人が元気！まちが元気！多治見』とし、多治見に暮らす人々が元気になり、さらに元気な人々を引き寄せて、賑わいある元気なまちにすることをめざしており、『元気』をキーワードとした視点で、まちづくりを進めていく各分野の取り組みが計画されています。そのため、都市計画と総合計画との整合を図る必要性が生まれました。



(2) 上位・関連計画からの見直しの視点

都市計画マスタープランは、総合計画で示される各種の政策分野の中でも、主に都市基盤分野の軸となる計画として土地利用や都市施設整備の方向性を定めます。そこで、総合計画において『元気であり続けるための視点』として掲げているテーマのなかから、特に都市計画では①『連携協力』②『選択と集中』③『有効活用』④『環境配慮』に留意して、これらの視点が的確に反映された計画となるようとりまとめます。

また、『環境と共生するまち 多治見』を計画テーマとする環境基本計画でめざす環境像を実現していくためには、都市計画分野施策との連携を欠かすことはできません。なかでも『地球温暖化対策』『暑さ対策』を視点とした計画の具体化が求められています。



ア. 総合計画「元気であり続けるための視点」

① 連携協力

- ◆ 行政だけでなく、市民、地域、NPO、民間企業等多様な主体が、それぞれの特性を活かして、まちづくりに参加できる体制を構築します。

② 選択と集中

- ◆ 市民ニーズの変化等、変化していく社会環境に応じて優先度を見直し、事業の取捨選択を行い、より優先度の高い事業に集中的に投資します。

③ 有効活用

- ◆ まちづくりそのものについて効率化を図るため、拡散から既存の都市機能を有効に活用していくことに力点を置いた集約化を進めます。

④ 環境配慮

- ◆ 限りある地球環境の中で、市民サービス全般において、常に環境に対する配慮を行い、環境配慮型の生活スタイルへの転換を促していきます。

イ. 環境基本計画「目指す環境像」の将来のまちのイメージ

① 地球にやさしいまち

- ◆ まちの中心部では、自動車利用が減り、通勤・通学の手段は、快適に利用できるようになったバス・自転車です。
- ◆ まちの中には緑があふれ、夏は木陰で涼む人が多くみられます。地球環境にやさしいライフスタイルも積極的に取り入れています。

② 土岐川の流れをはぐくむまち

- ◆ 自然と生活、産業の調和のとれた自然豊かな都市になり、豊かな緑が澄んだ流れと空気を生み、豊かな水が多様な生態系を育んでいます。
- ◆ 子どもから大人まで、身近にある自然と大いに親しみ、生活の中でなくてはならないものとして、大切に守り継がれています。

③ 環境型社会をつくり、維持するまち

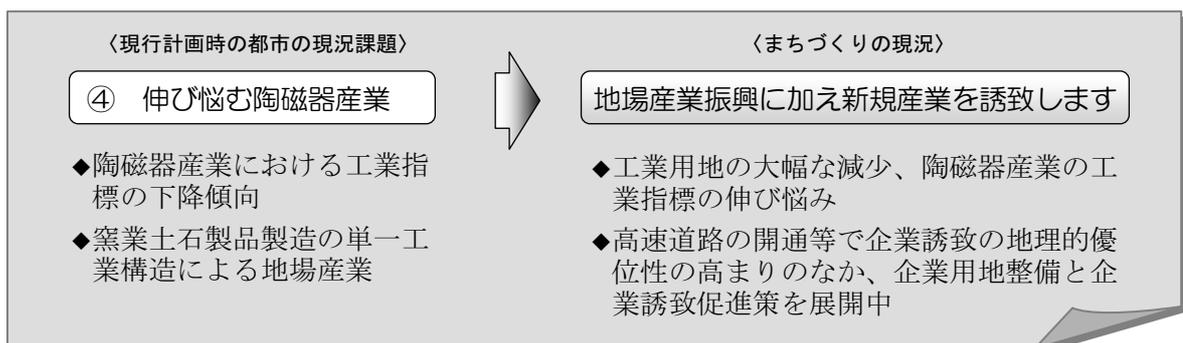
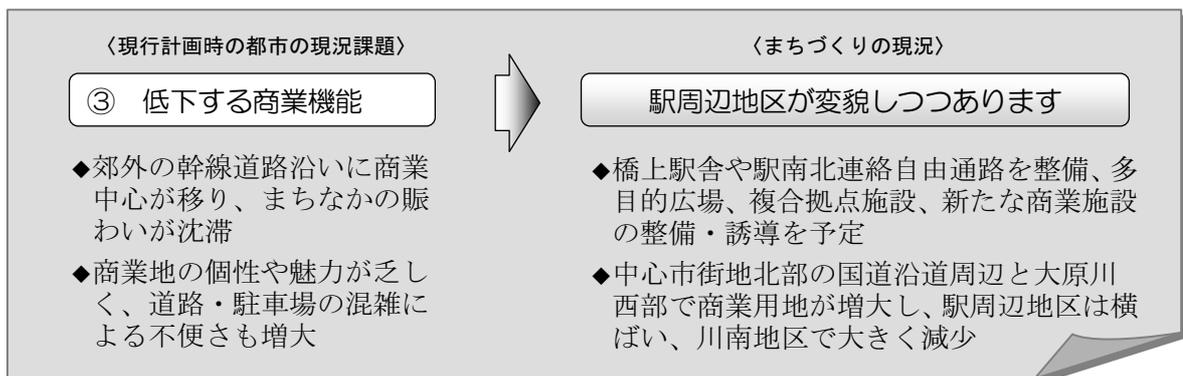
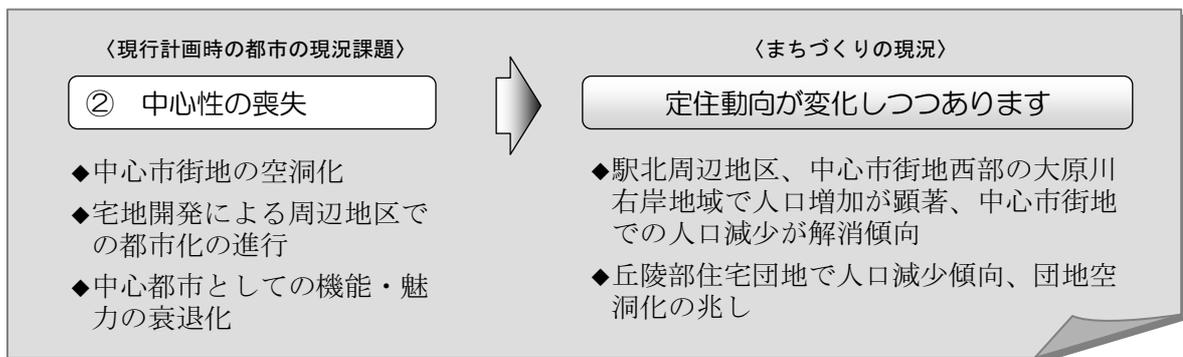
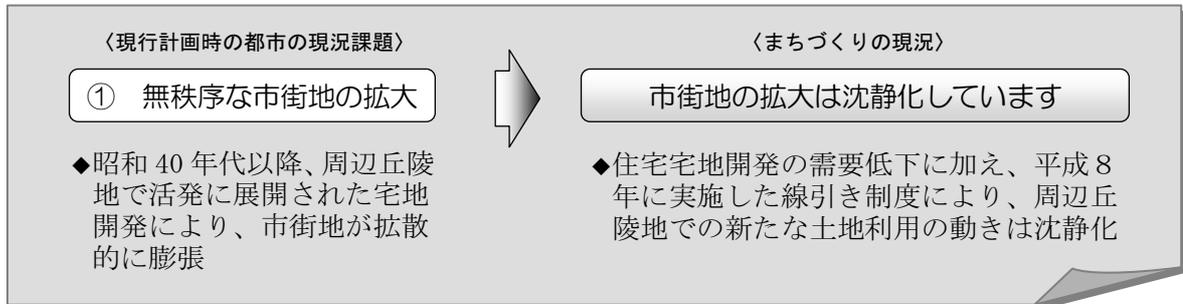
- ◆ 市内の生ごみや剪定枝等からつくられた堆肥で、有機野菜や果物が育てられ、農業の活性化が進みました。
- ◆ すべての市民・事業者がごみとなるものを減らし、リサイクルよりもリユースを大切にする習慣を身につけています。

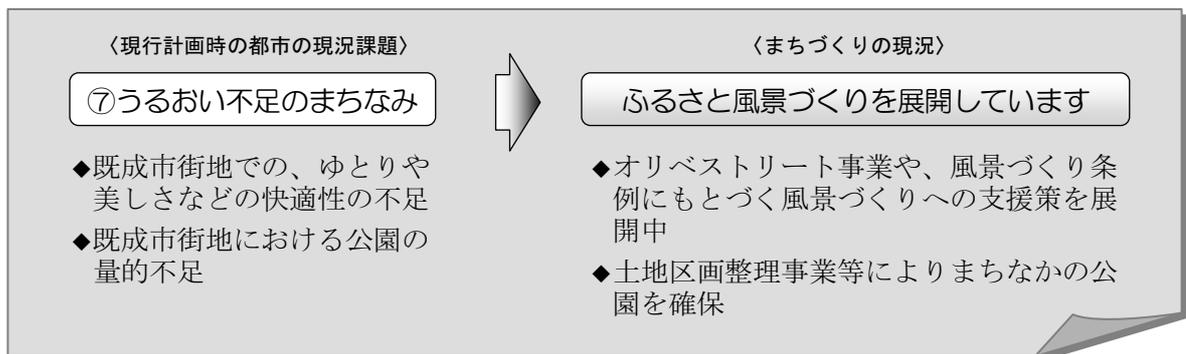
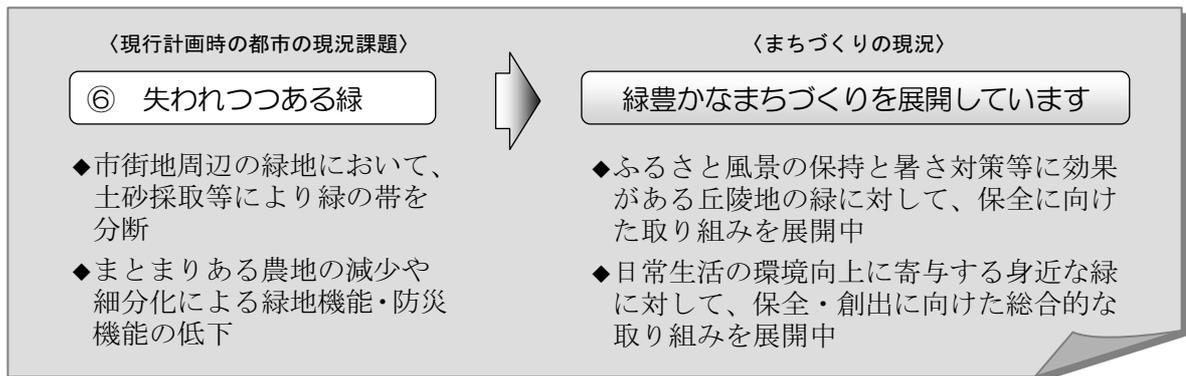
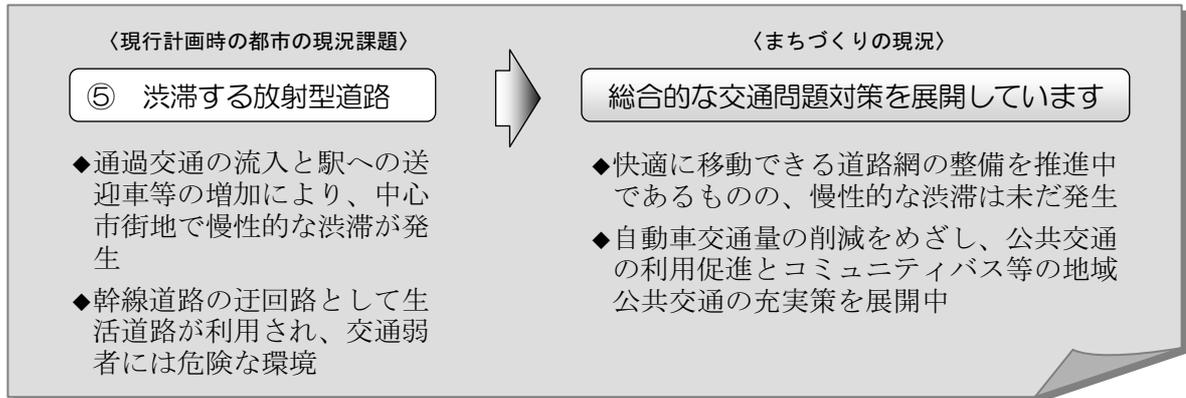
④ やすらぎとうるおいのあるまち

- ◆ 美しい自然や歴史的な雰囲気、中心市街地の活気や整然としたまちなみ、それぞれの地域が持つ特徴を活かし、市民が主役のまちづくりが進んでいます。
- ◆ さわやかな空気、うるおいのある水と緑、清潔で美しいまちなみの中で、人々は健康な毎日を送っています。

(3) 都市の現況と課題への取組状況

第1次多治見市都市計画マスタープランの策定時に掲げられていた「都市の現況課題」に対し、今日までの課題解決への取り組みを的確に把握し、新たな対策を含めた計画へと更新させていくことが必要です。見直しの視点として考慮すべき「まちづくりの現況」は下記のとおりです。





第2章 全体構想

- 1 都市計画の目標と方針.....14
- 2 部門別方針.....24

第2章 全体構想

1 都市計画の目標と方針

(1) 都市計画の理念とマスタープランの基本方針

ア. 都市計画の理念

『元気な多治見』をつくるには、そこに暮らす人が元気でなければなりません。安心して安全に暮らせること、人生にいきがいとゆとりを持てることが欠かせません。

そこで、都市計画では、総合計画を推進していく8つの視点のうち、「連携協力」「選択と集中」「有効活用」「環境配慮」の4つの視点を特に重要な視点として捉え、「快適さと効率性の追求」、「低炭素社会の実現」、「次世代への継承」に向けたまちづくりを展開していきます。

そのためには、『人にやさしく、活力あるまちづくり』を都市計画の理念とし、第1次都市計画マスタープランと同様に集約・再生型の都市計画を進めていきます。



(ア) 快適さと効率性を追求するまちづくり

子どもから高齢者、障がいがある人から健常者まで、多治見市に住む・働く・訪れる、全ての人々が安全で快適に楽しく暮らせる「人にやさしく魅力あるまち」の実現をめざし、集約型都市構造への転換に合わせて効果的に施策展開していきます。

(イ) 低炭素社会をめざしたまちづくり

市街地での自動車交通量の削減や、身近なまちなかでの緑の創出、市街地周辺丘陵地の緑の保全など「地球にやさしいまち」の実現をめざし、生活環境、交通環境、自然環境に関する施策を総合的に展開していきます。

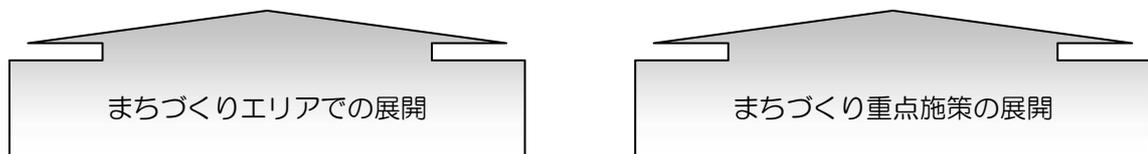
(ウ) 次世代への継承をめざしたまちづくり

豊かな水と緑や、歴史ある美濃焼文化・産業など、ふるさとを代表する資源を大切にし、次世代へ継承する「ふるさととして愛着のもてるまち」の実現をめざし、ふるさとの風景づくりとともに、地場産業の振興と新たな産業の誘致を展開していきます。

イ. マスタープランの基本方針

都市計画の理念である「快適さと効率性を追求するまちづくり」、「低炭素社会をめざしたまちづくり」、「次世代への継承をめざしたまちづくり」の3つのまちづくりを具体的に進めていくため、『まちづくりエリアでの展開』として、まちづくりのテーマやイメージを共有する地域を一体的に捉え、効率性の高い計画にしていきます。

また、『まちづくり重点施策の展開』として、まちづくりにおける様々な課題の中から、事業効果の高い施策を絞り込み優先的かつ総合的に取り組んでいきます。

『マスタープラン基本方針』

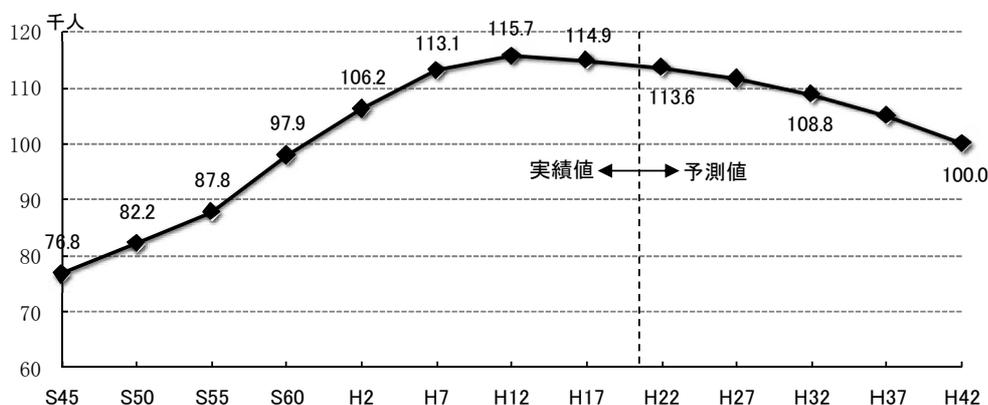
(2) 将来フレーム

本計画における人口の見通しと産業規模の見通しについては、目標年次であるおおむね10年後の平成32年を展望して推計します。なお、人口の見通しについては、本計画が相当期間を有する都市基盤整備を含むことからおおむね20年後の平成42年についても推計します。

ア. 人口の見通し(展望)

名古屋市のベッドタウンとして増加傾向が続いた多治見市の人口は、平成17年の国勢調査において人口減少に転じ、今後もその基調は変わらず、都市計画においては平成32年に11万人を下回り、平成42年には10万人前後になると予測しています。

また、用途地域を指定している市街地には、多治見市人口の約93%の市民が居住しており、今日までのような市街地外での大規模な住宅団地開発は今後見込まないことから、市街地内外の人口割合は、現状を維持していくものと考えます。



●人口数の予測値

	平成17年	平成22年	平成32年
都市計画区域内 人口	114,900人	概ね113,600人	概ね108,800人
市街化区域内 人口	106,300人	概ね104,900人	概ね100,800人

イ. 市街地規模の設定方針

市街地規模については、集約型の都市形成に向けて、市街地に隣接する局所的な地区での必要最小限の拡大は見込むものの、基本的には住居系市街地の規模は拡大しないこととします。

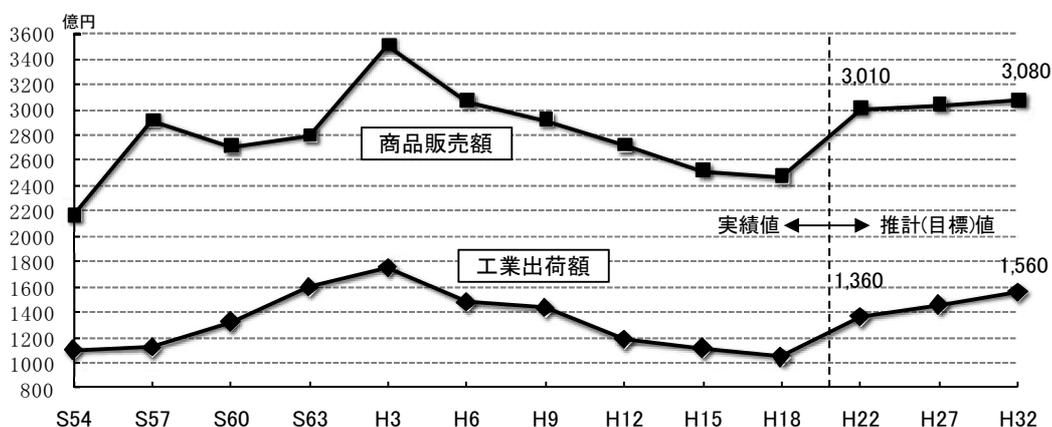
また、住宅団地外縁部の造成緑地については、周辺の緑地との連たん性に考慮して必要に応じて市街地から除外(市街化調整区域に移行)します。

ウ. 産業規模の見通し(展望)

工業・卸売業・小売業の事業所数は、昭和 55～60 年前後をピークに減少を続けています。また、卸売業における従業者数・商品販売額、工業における従業者数・製造品出荷額等は、いずれも減少を続けてきましたが、近年では製造品出荷額等に回復の兆しがみられます。

なお、増加傾向にあった小売業の従業者数・商品販売額が減少に転じており、昭和 50 年代以降、国道 19 号、国道 248 号等の幹線道路沿いを中心に展開された、商業施設の出店動向がおおむね沈静化したものと思われます。このため、今後の商業系市街地の規模については、集約・再生の都市計画への転換を前提に現行規模の維持又は縮小を原則とし、駅周辺地区での新規商業施設の立地誘導と再生施策を展開し、商品販売額の維持・拡大をめざします。

工業系市街地については、現在推進している産業振興施策との連携のもとに、新規産業を誘致するために必要な規模の拡大を図り生産規模の増額をめざします。



●生産規模の予測値

	平成 19 年	平成 22 年	平成 32 年
工業出荷額	1,288 億円	概ね 1,360 億円	概ね 1,560 億円
商品販売額	2,478 億円	概ね 3,010 億円	概ね 3,080 億円

H19 年：実績値、H22 年・H32 年：推計値(目標値)

●就業構造の予測値

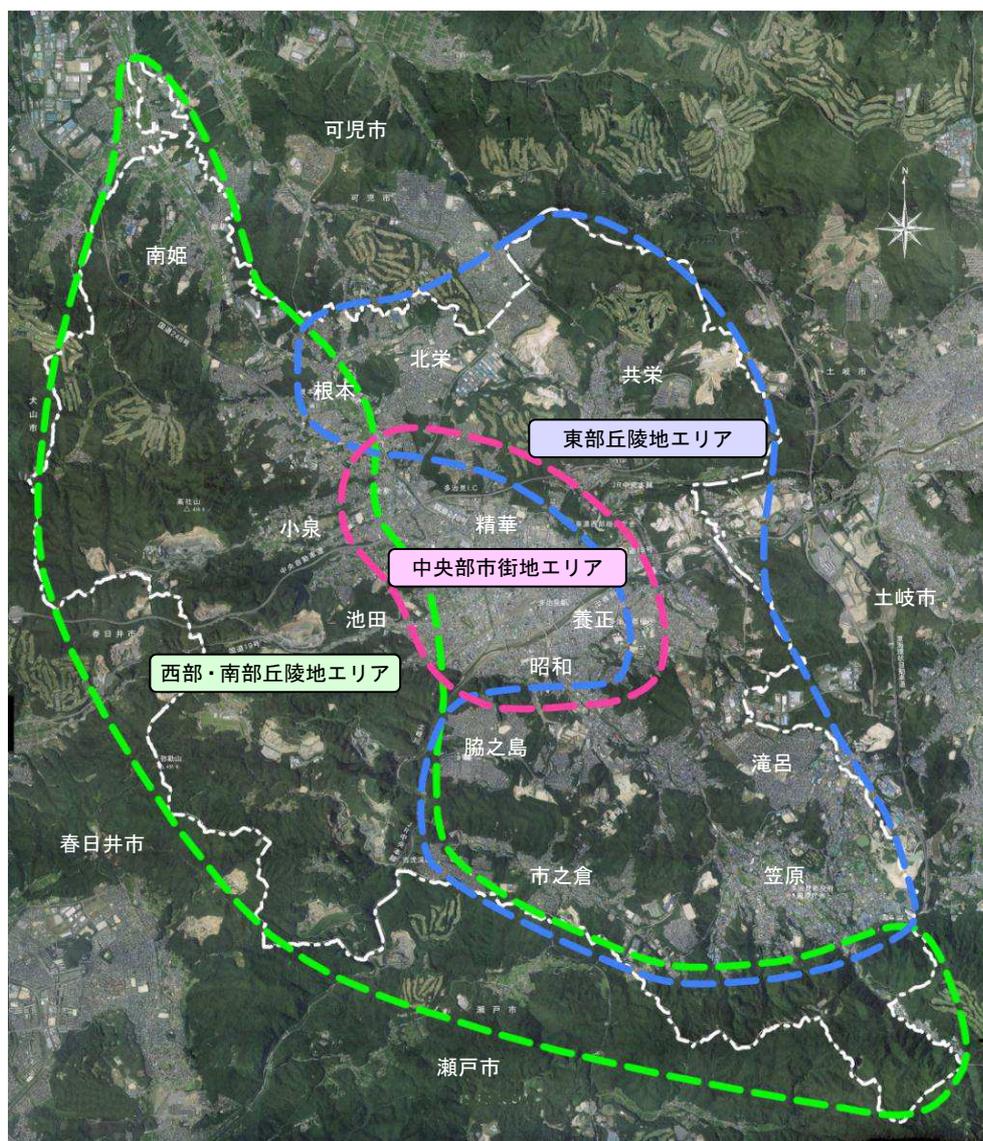
	平成 17 年	平成 22 年	平成 32 年
第 1 次産業	300 人	概ね 300 人	概ね 200 人
第 2 次産業	19,700 人	概ね 20,000 人	概ね 16,700 人
第 3 次産業	38,400 人	概ね 38,000 人	概ね 40,800 人

H17 年：実績値、H22 年・H32 年：推計値(目標値)

(3) まちづくりエリアでの展開

ア. エリア区分

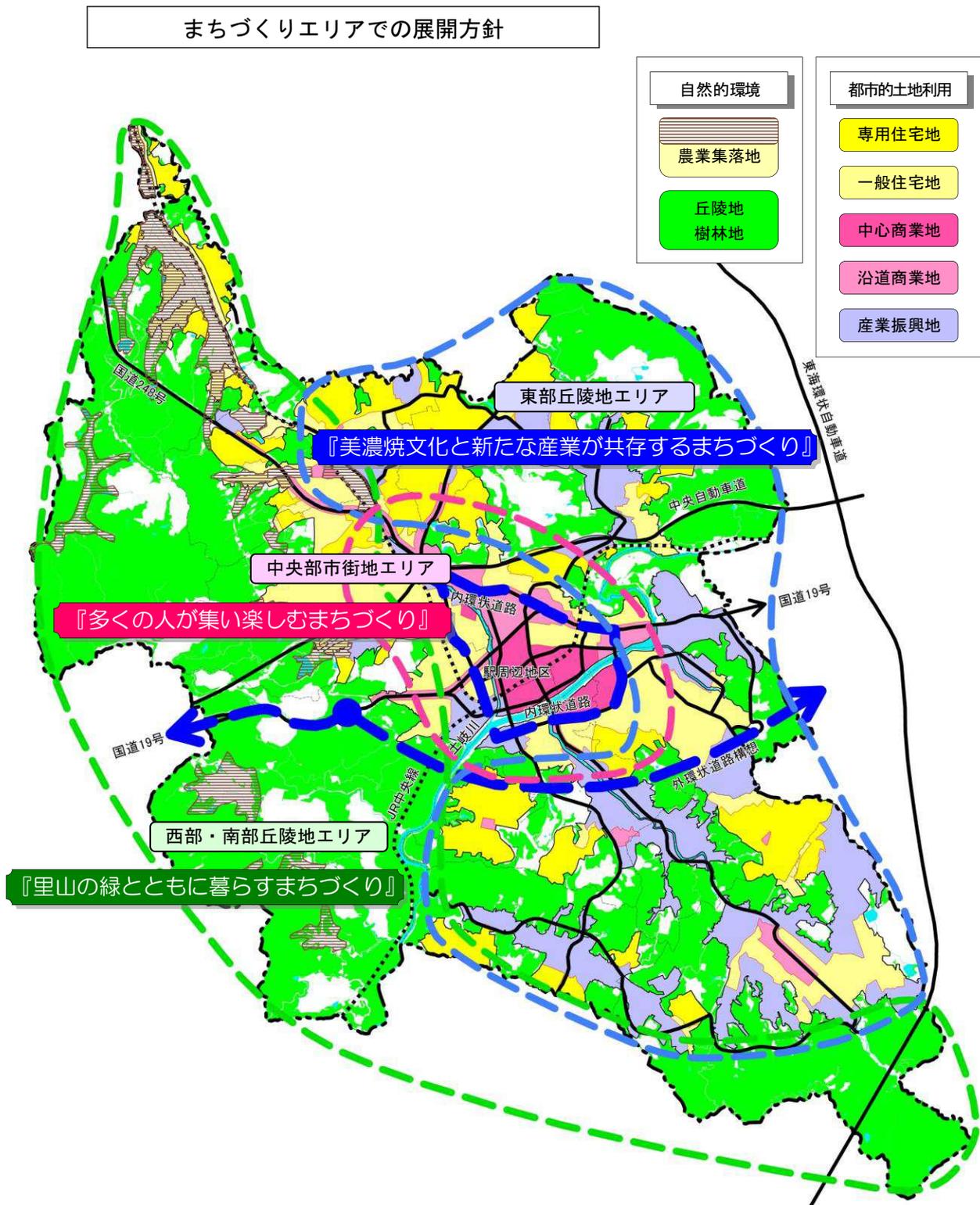
盆地地形に密接に関係して形成されてきた市街地の特性やまちづくりに関する共通の課題を抱える地区を一体的に捉え、「中央部市街地エリア」、「東部丘陵地エリア」、「西部・南部丘陵地エリア」の3つのエリアに区分し、それぞれのエリアが共有するテーマ・イメージの実現に向けたまちづくりを進めます。



イ. エリアでの展開方針

人口減少社会を前提として計画する第2次計画においては、近年までの膨張・拡散型の都市計画から、集約・再生の都市計画へ転換していくことが必要不可欠です。そこで集約・再生に向けたエリアごとのまちづくりの展開方針を具体的に示します。

エリア別の展開方針を示すにあたっては、長いまちづくりの歴史により培われてきたそれぞれの地域特性に応じて、中央部市街地エリアでは『多くの人が集い楽しむまちづくり』を、東部丘陵地エリアでは、『美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり』を、西部・南部丘陵地エリアでは、『里山の緑とともに暮らすまちづくり』を共通テーマとして、第3章の地区別構想で具体的な整備、保全及び活用方針を明らかにします。



(4) まちづくり重点施策の展開

本マスタープランの基本方針である「まちづくり重点施策の展開」については、第6次多治見市総合計画における元気であり続けるための視点をはじめ、環境基本計画がめざす環境像を実現するための視点や、都市の現況と課題から見た見直しの視点などから、「中心市街地の再生と活性化」、「水と緑の計画的な保全と創出」、「交通環境の充実に向けた総合的な取り組み」、「骨太の産業構造を形成する土地利用」の4本の重点施策を設定し、「中央部市街地エリア」、「東部丘陵地エリア」、「西部・南部丘陵地エリア」の3つのまちづくりエリアでの役割分担のもとに優先性の高い事業を総合的に展開していきます。

重点施策のうち、「中心市街地の再生と活性化」については中央部市街地エリアを軸に展開し、「水と緑の計画的な保全と創出」と「交通環境の充実に向けた総合的な取り組み」については市域全域を対象に展開していきます。また、「骨太の産業構造を形成する土地利用」は、東部丘陵地エリアを主体に展開するものとし、それぞれのエリアでの役割を十分に検証し4つの重点施策を効果的に組み合わせしていきます。

ア. 中心市街地の再生と活性化

駅北地区で進める市街地開発事業との一体性のもと、JR多治見駅北地区の都市機能の向上と、駅南・川南地区の再生・活性化に向けた具体策を展開し、駅周辺地区における都市拠点性を高めます。

まちづくり重点施策 中心市街地の再生と活性化

〈取り組み〉 JR多治見駅北地区の都市機能を向上

〈取り組み〉 駅南・川南地区を魅力的で快適な商業・居住地空間として再生

〈取り組み〉 中心市街地への通過交通を排除する内環状道路を整備

〈取り組み〉 駅周辺地区の自動車交通量を削減するまちづくりを展開

イ. 水と緑の計画的な保全と創出

日本最高気温 40.9℃を記録した多治見市の市街地において、土岐川などの水辺の活用や虎渓用水を利用して新たな水辺空間を創出するなど、水と緑のある暮らしを大切にして、快適でうるおいある生活環境・空間づくりを進めます。

まちづくり重点施策 水と緑の計画的な保全と創出

〈取り組み〉 高気温対策に寄与する市街地の緑を総合的取り組みにより創出

〈取り組み〉 市街地を取り囲む丘陵地と市街地内樹林地を計画的に管理・保全

〈取り組み〉 土岐川等水辺の適切な保全・利用に加え、新たな水辺空間を創出

ウ. 交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み

市街地内の慢性的な道路渋滞の緩和と、低炭素社会への移行に向けて、効果的な道路網の整備と公共交通の充実に軸に、交通環境問題に対する総合的な施策を展開します。

まちづくり重点施策 交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み

〈取り組み〉 効果的な道路網と公共交通の充実ににより、自動車交通量を削減

〈取り組み〉 誰でも安全で快適に移動できる交通手段の充実と歩行者空間を形成

〈取り組み〉 環状道路構想の展開により、中心市街地への流入交通量を削減

エ. 骨太の産業構造を形成する土地利用

地場産業振興と合わせて、新たな産業誘致に向けた施策を展開し、層の厚い産業構造を形成します。

まちづくり重点施策 骨太の産業構造を形成する土地利用

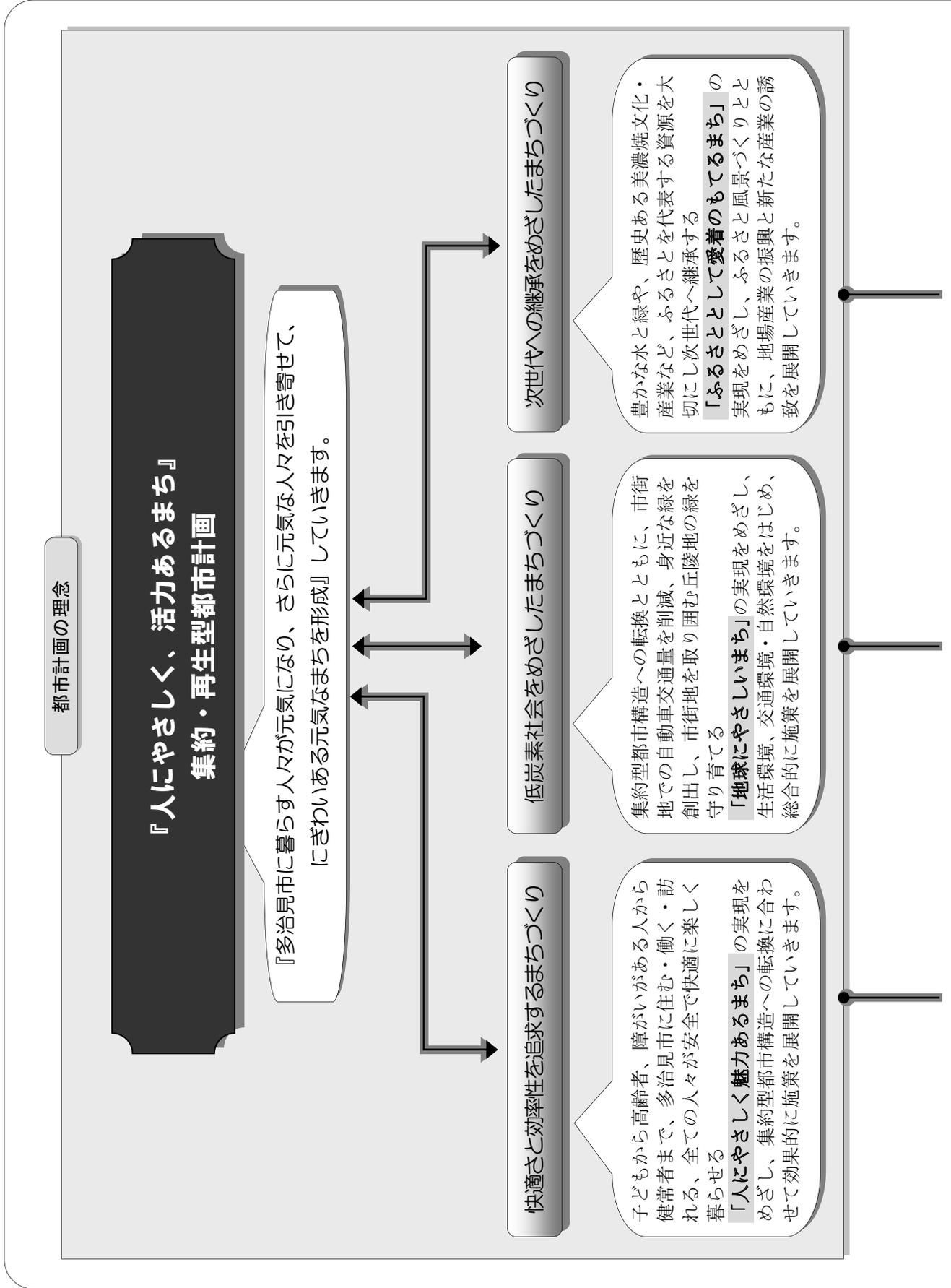
〈取り組み〉 環境への適切な配慮と地域活性に有効な地区での事業用地開発

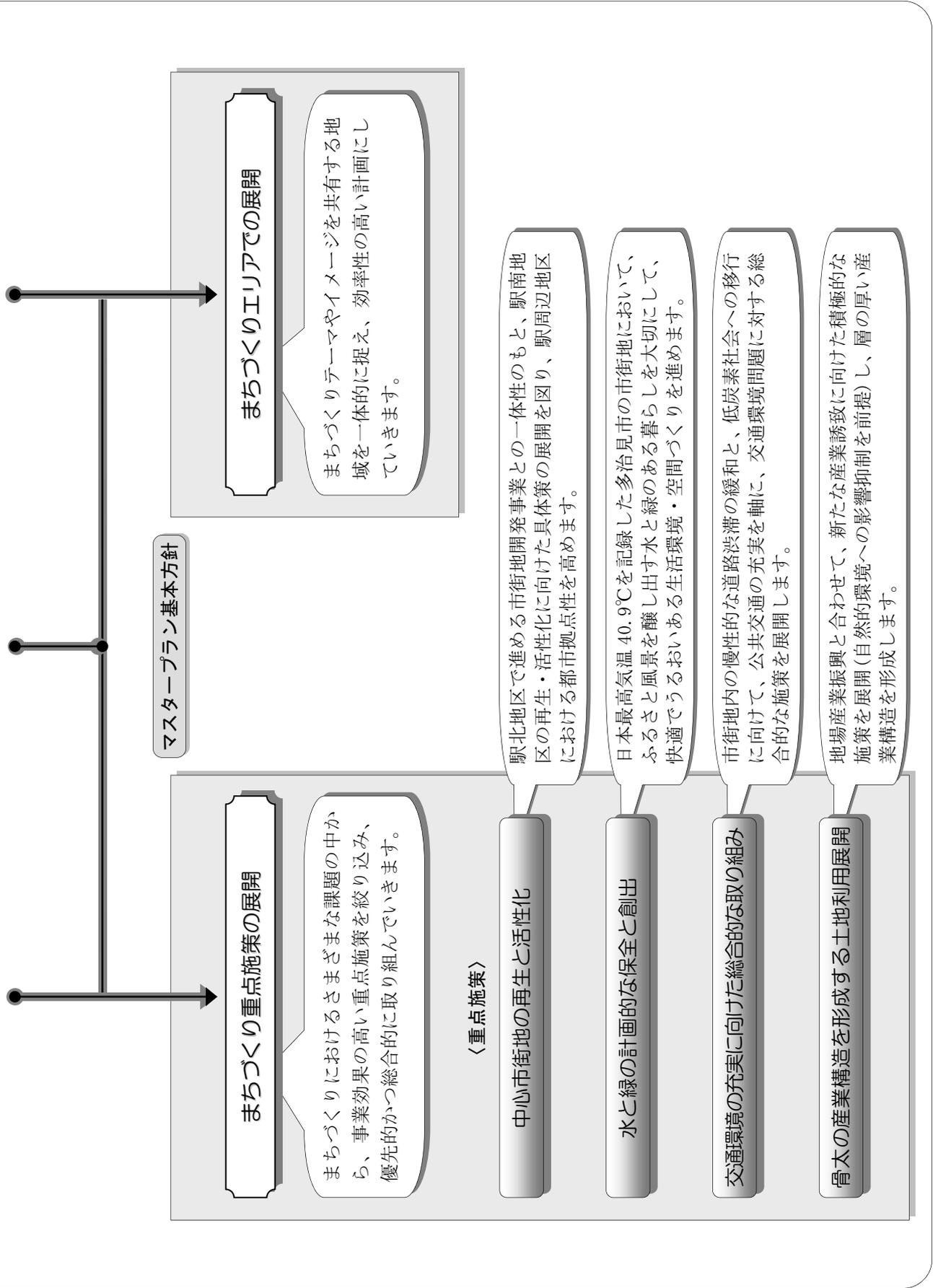
〈取り組み〉 美濃焼文化を活用したまちなみの形成

〈取り組み〉 新たな企業立地や産業観光振興の支援

〈まちづくり重点施策〉	〈優先的・重点的に取り組むべきエリア〉
中心市街地の再生・活性化	中央部市街地エリアで展開
水と緑の計画的な保全と創出	全てのエリアで展開
交通環境の充実にに向けた総合的な取り組み	全てのエリアで展開
骨太の産業構造を形成する土地利用展開	主に東部丘陵地エリアで展開

● 全体構想の概要





2 部門別方針

部門別方針は、都市計画の理念とマスタープランの基本方針に沿ったまちづくりを展開するために必要な、個別の部門に関する方針です。

本計画では、まちづくり重点施策の展開に必要な5つの部門に区分して、その方針を示します。

低炭素社会づくりの方針

中央部市街地エリアの駅周辺地域を中心に市街地を主体とする低炭素社会に関する方針です。

都市的土地利用の方針

中央部市街地エリア全域と東部丘陵地エリア内の市街地を主体とする土地利用に関する方針です。

自然環境の保全・活用の方針

西部・南部丘陵地エリアを主体に市街地周辺の樹林地や農地に関する方針です。

交通システムの整備方針

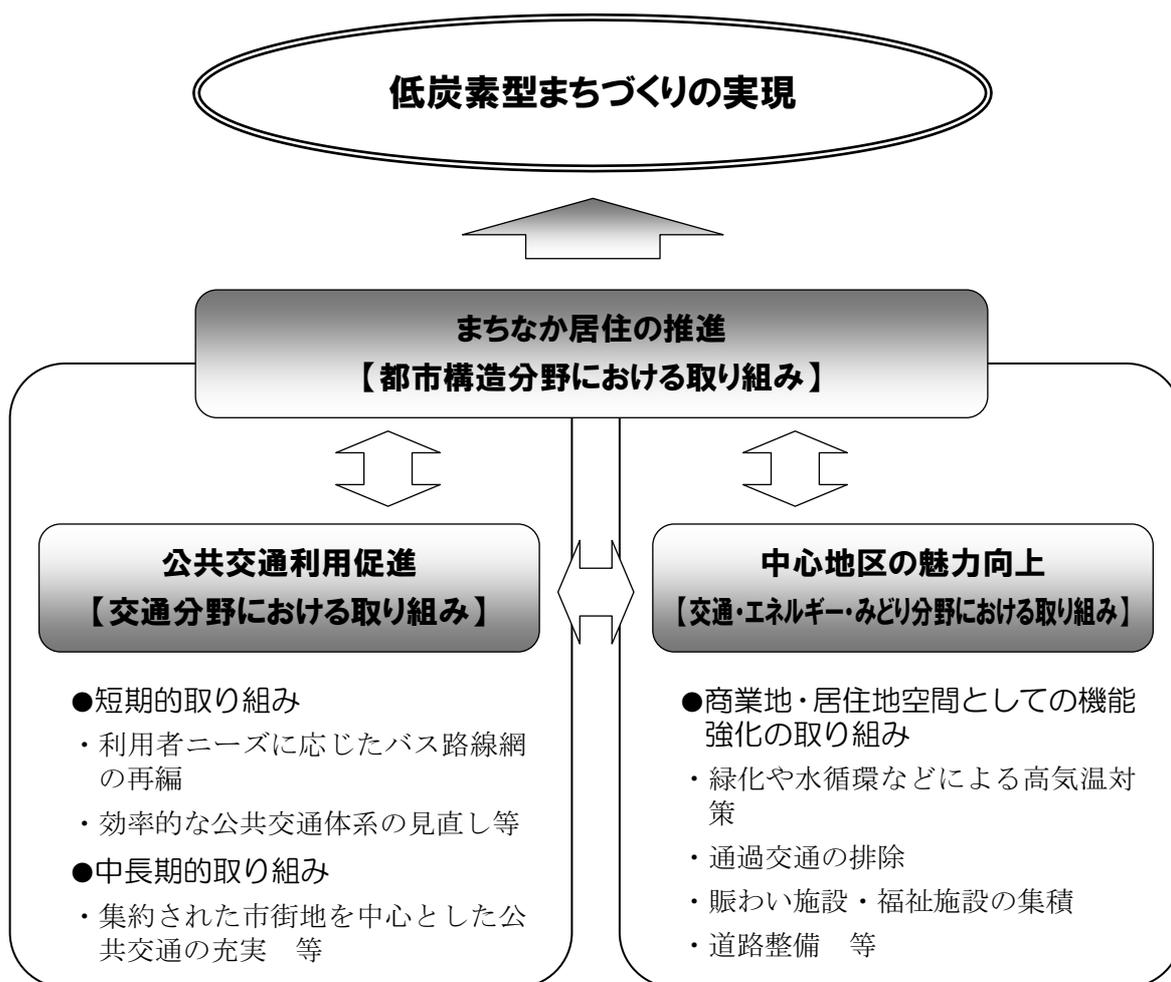
中央部市街地エリア、東部丘陵地エリアを主体に道路や公共交通等のシステムに関する方針です。

生活環境の整備方針

都市生活において重要な都市施設である公園・緑地、下水道や河川、公益的な都市施設に関する方針です。

(1) 低炭素社会づくりの方針

- ① 新エネルギーの利用や省エネルギーに配慮した建築計画の誘導を図ります。
- ② 中心市街地における道路、公園、駐車場等の公共・公益施設の整備にあたっては、水循環などの高気温対策に配慮して進めます。
- ③ 中心市街地では、緑の多い市街地を形成するため、緑化対策を進め緑被率を高めていきます。
- ④ 住宅地における安心・安全な交通環境の創出と排出ガス削減のため、生活道路への通過交通の流入を抑制します。
- ⑤ 交通結節点の整備などにより、マイカー利用から公共交通を利用した移動への転換を促し、排出ガスの削減に努めます。



ア. まちづくりに関する基本方針

① 多治見駅北・駅南地区における低炭素型まちづくりの推進

- ◆ 市街地整備に伴い建築活動が活発化することから、コ・ジェネレーションなどの新エネルギー、太陽光などの再生可能エネルギーの利用や省エネルギーに配慮した建築計画を誘導します。
- ◆ 道路、公園、駐車場等の公共・公益施設の整備にあたっては、水循環や反射熱量の削減に配慮した舗装材料を使用するなど高気温対策に努めます。
- ◆ 暗渠化した虎溪用水を開渠として復活させ、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ◆ 公園、道路空間、公共空地を活用し緑化を推進します。

② 田代地区における低炭素型まちづくりの推進

- ◆ 住環境及び防災機能の向上を目的とした地区計画の導入について検討していきます。
- ◆ 交通規制等による通過交通量の削減を図ります。

イ. 公共交通に関する基本方針

① 地球環境への負荷軽減に向けた都市交通施策の推進

- ◆ 多治見駅に集中する駅端末交通をJR古虎溪駅とJR根本駅へ分散化することで、自動車交通の移動距離の短縮を図り、地球環境への負荷の軽減に努めます。

② 低炭素型交通手段への転換

- ◆ モビリティ・マネジメントの推進や、公共交通に係る情報提供の強化により、交通手段に対する市民意識の転換を促します。
- ◆ 道路、バス停、バス車両等のバリアフリー化に努め、誰もが利用しやすい交通環境を整えていきます。

(2) 都市的土地利用の方針

- ① 都市計画区域区分(線引き)制度により、外縁的拡大を抑制し、既成市街地における都市基盤整備を進めます。
- ② 集約型都市構造への転換を図る核となるエリアとして、「中央部市街地エリア」の機能強化と中心商業地の再生を図ります。
- ③ 陶磁器等の地場産地では、産業拠点としての環境を保全します。また、地域全体に寄与する新規産業の導入に関わる土地の確保については、周辺環境への影響や交通などの利便性に考慮して、必要な土地を確保します。

ア. 都市計画区域区分(線引き)制度に関する基本方針

① 区域区分の継続と、笠原地区市街地の市街化区域への編入

- ◆ 環境負荷の少ない集約型の都市を形成するため、引き続き都市計画区域区分制度を活用していきます。
- ◆ 多治見地区との一体的なまちづくりの推進のため、笠原都市計画を多治見都市計画に統合します。

② 市街化調整区域での計画的な土地利用見直し

- ◆ 公共的な施設や企業誘致などの都市にとって必要不可欠な開発については、市街地に近接する地域やインターチェンジ付近の地域に限定して土地利用を見直します。
- ◆ 災害を防止するため、土砂災害等の危険個所の市街化を抑制するほか、大規模な開発には雨水調整池を設けるよう指導します。

イ. 市街地内の土地利用計画に関する基本方針

● 住居系地域

① 専用住宅地

- ◆ 市街地周辺丘陵部で開発された住宅団地で、住居専用系用途地域が指定される地区を「専用住宅地」と位置づけ、それぞれの団地の市街地規模や熟度等に適した都市計画手法を通して、安全で快適な生活環境を保全していきます。また、団地内及び周辺に残存するまとまりある樹林地を適切に保全していきます。
- ◆ 初期に開発された団地の一部においては、今後の建て替え需要と空洞化の見込みに留意しつつ、良好な居住環境の形成に努めます。
- ◆ 人口減少社会を前提とした集約・再生の都市計画へ転換を図るため、まちなか居住を推進し、郊外部での新たな住宅地開発を抑制します。

② 一般住宅地

- ◆ 中心市街地に連たんする平坦部及び笠原地区の既成市街地で、住居系用途地域が指定される地区を「一般住宅地」と位置づけ、道路等の都市基盤整備とともに土地利用の整序に努めます。
- ◆ 一般住宅地周辺の段丘斜面や里山的な樹林地・農地の適切な保全と管理に努めるとともに、自然的環境や豊かな風景と調和するまちなみの形成を図ります。

● 商業系地域

③ 中心商業地

- ◆ 駅北・駅南・川南の商業地域が指定される地区を「中心商業地」と位置づけ、駅北地区で進める市街地開発事業を契機として、駅南・川南地区の再生・活性化をめざします。
- ◆ 多治見駅周辺地区では、自動車交通量の削減と緑の創出を重点的に展開します。
- ◆ 川南地区では、地域の伝統文化等を活用して集客を図る「オリベストリート構想」に基づくまちづくりを展開します。

④ 沿道商業地

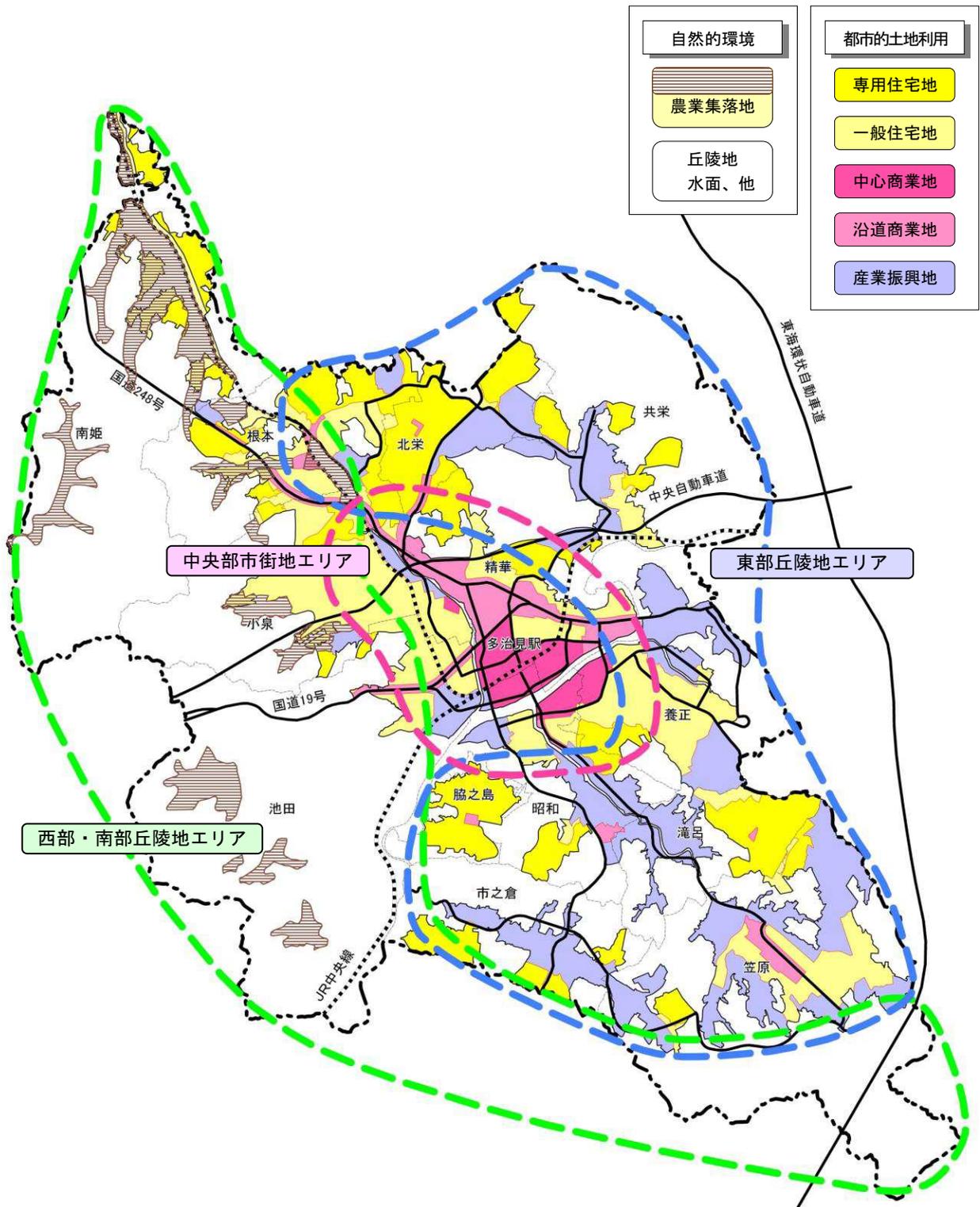
- ◆ 中心商業地を核として周辺部に地域住民の利便に供する小規模な商業地を配置します。
- ◆ 中心市街地北側の国道19号沿いの一部については、工業系土地利用との調整を図ったうえで沿道商業地として位置づけ、沿道型サービスの用に供します。
- ◆ JR根本駅の周辺では、農業施策との調整を図りつつ、公民館や児童館及び市役所地区事務所等の公共・公益施設の集約化と商業・サービス施設の集積を図り、近隣住民の生活の利便性を高めていきます。
- ◆ 大畑地区の国道248号沿道に立地する大型小売店舗を中心とする地区は、生活利便に供する地区として工業系土地利用から商業系土地利用への転換を図ります。
- ◆ 土地区画整理事業地内の(都)笠原南北線沿いでは、商業・サービス施設の立地を図るため、住居系用途地域を商業系用途地域に見直します。この場合土地の高度利用が可能になることに合わせて幹線道路沿道に準防火地域を指定し都市の不燃化に備えます。

● 工業系地域

⑤ 産業振興地

- ◆ 高田・小名田地区、滝呂地区、笠原地区、市之倉地区など美濃焼やモザイクタイルの生産地として発展してきた地区を「地場産業振興地」と位置づけ、地場産業の保全と振興を図っていきます。
- ◆ 地場産業振興地では、美濃焼文化の香りが漂うまちなみの形成に努めます。
- ◆ 山吹テクノパーク、旭ヶ丘テクノパーク、フロンティアリサーチパークを「新規産業振興地」と位置づけ、企業誘致を進めます。
- ◆ テクノパークの隣接地や幹線道路のインターチェンジ付近を中心に必要に応じて事業所用地への土地利用転換を図り、新規産業振興地を拡大していきます。

都市的土地利用の方針図



(3) 自然環境の保全・活用の方針

- ① 農業振興地域内の農用地など、まとまりのある農地については、効率的な利用により生産性の向上を図るとともに、緑地及び防災機能の確保等の観点から保全に努めます。
- ② 丘陵森林の開発を抑制し、自然環境・緑の保全に努めます。また、防災などの機能低下をきたさないよう森林の適正管理を促します。
- ③ 身近な緑や自然とふれあう場の創出を図ります。
- ④ 土岐川などの水辺環境の保全と活用を図ります。

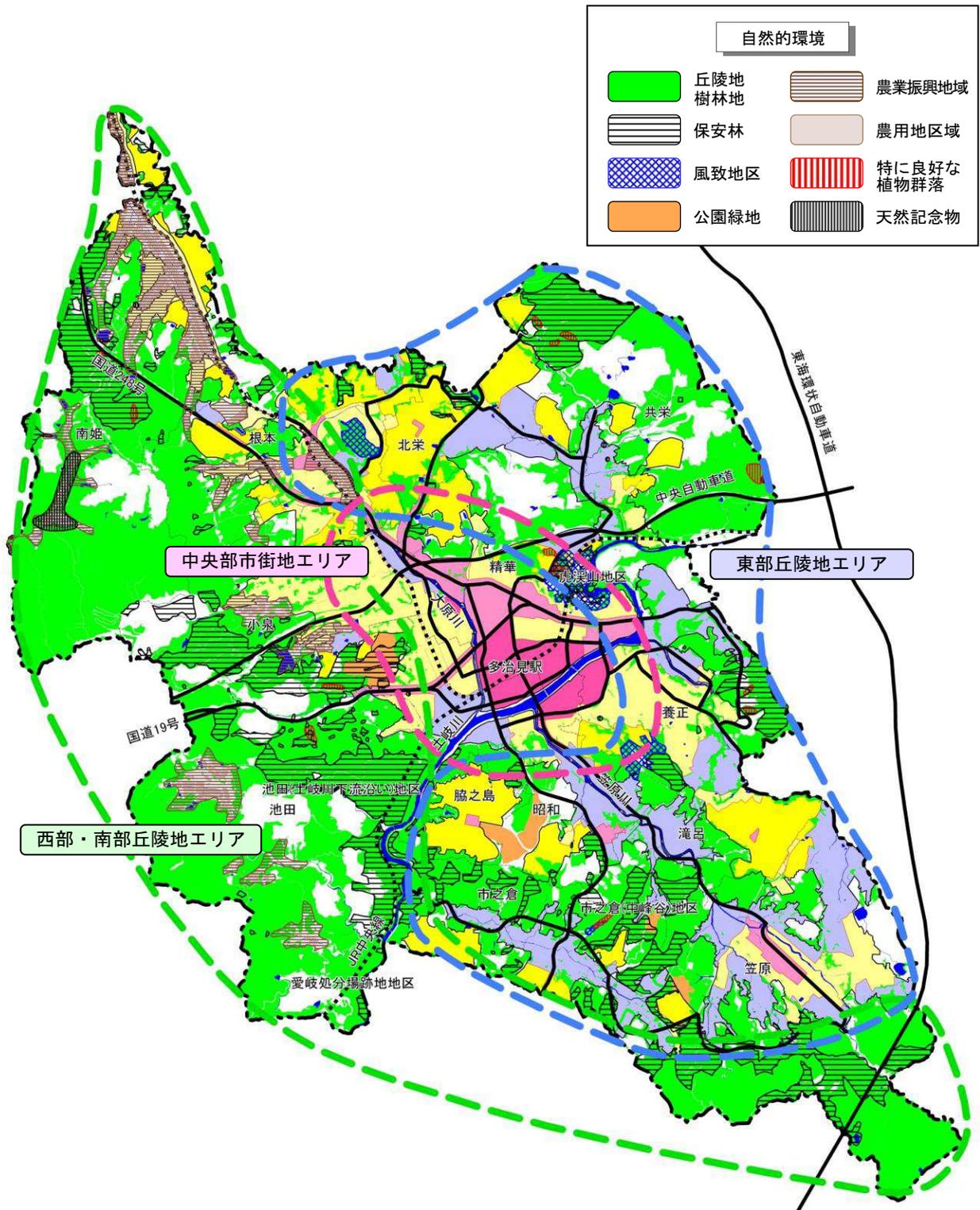
ア. 法制度にもとづく保全と活用に関する基本方針

- ① **農業振興計画との連携によるまとまりある農地の保全**
 - ◆ 南姫地区等のまとまりある農地は、地域が保有する優れた自然的環境として、農業振興計画との連携をふまえて保全していきます。
- ② **保安林指定の継続と緑地の保全**
 - ◆ 保安林指定に加え風致地区の指定など都市計画制度の活用によって、樹林地面積に占める担保性緑地(法律によって開発行為等が厳しく制限される緑地の面積)の割合(緑地率)を高めていきます。
- ③ **風致地区の指定拡大を主体とした斜面緑地等の永続性の確保**
 - ◆ 市街地及び市街地周辺の良い風致を保全するため、風致地区の指定拡大を図ります。
 - 虎溪山地区での風致地区指定区域の拡大
 - 市之倉(中峰谷)地区での風致地区指定区域の拡大
 - 池田地区(土岐川下流部の河川沿い斜面緑地)での風致地区指定
- ④ **風景づくり計画に基づく緑地の確保**
 - ◆ 周辺の風景に大きな影響を与える大規模な開発行為などにあっては、風景づくり計画に基づき一定割合の緑地を確保します。

イ. 自然環境の回復・活用に関する基本方針

- ① **協定制度等に基づく丘陵部における緑の回復**
 - ◆ 土石・粘土採取場等の裸地にあっては、多治見市土地開発指導要綱に基づく土地開発協定の適正な運用により、事業後の緑地回復を促していきます。
 - ◆ 愛岐処分場の事業完了後の土地利用について、隣接する愛岐の森の拡充(里山の再生)など、自然的土地活用を促していきます。
- ② **適切な河川管理・整備による水辺環境の保全と活用**
 - ◆ 土岐川・大原川・笠原川など市街地の骨格を形成する河川において、水辺が有する自然性の保全や生物の生育環境の改善など、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境を保全します。
 - ◆ 中心市街地の河川敷地は、貴重なオープンスペースとしてプロムナード化を図るなど、憩いとうるおいある空間の創出に努めます。また、建築物の正面を土岐川に向けるリバーフロント景観を演出し、夜間でも多くの人が川と親しめる環境を整えていきます。

自然環境の保全・活用の方針図



(4) 交通システムの整備方針

- ① 交通渋滞を緩和するため必要な道路整備と公共交通の充実を図ります。
- ② 道路の整備にあたっては、公共交通との連携のほか、中心の再生、他都市との連携強化など複合的機能に配慮して効果的、効率的に進めます。
- ③ 公共交通の利用を促進するため、公共交通機関ごとに役割分担を明確にし、地域に見合った交通を確保することで交通サービスの平準化を図ります。
- ④ 歩行者・自転車道のネットワーク化など、市街地において環境負荷の少ない交通環境をつくれます。

ア. 道路網整備に関する基本方針

① 「中心の再生」を支援する道路づくり

- ◆ 既存の放射状道路網に加え、環状型道路網を配置することで市街地の通過交通を削減し、通学路の確保など歩行者・自転車を優先した環境にやさしい安心・安全な道路づくりを進めます。
- ◆ 多治見駅北地区において公共交通のアクセス強化に向けた道路整備を進め、駅南地区に集中する自動車交通の分散化を図ります。

② 公共交通との連携を強化する道路づくり

- ◆ 内環状道路から多治見駅にアクセスする道路の整備により、公共交通の運行しやすい環境を整えます。
- ◆ JR古虎溪駅への新たな地域交通の導入を支援する道路整備に努めます。
- ◆ JR根本駅前広場の整備促進により、公共交通のアクセス強化を図ります。

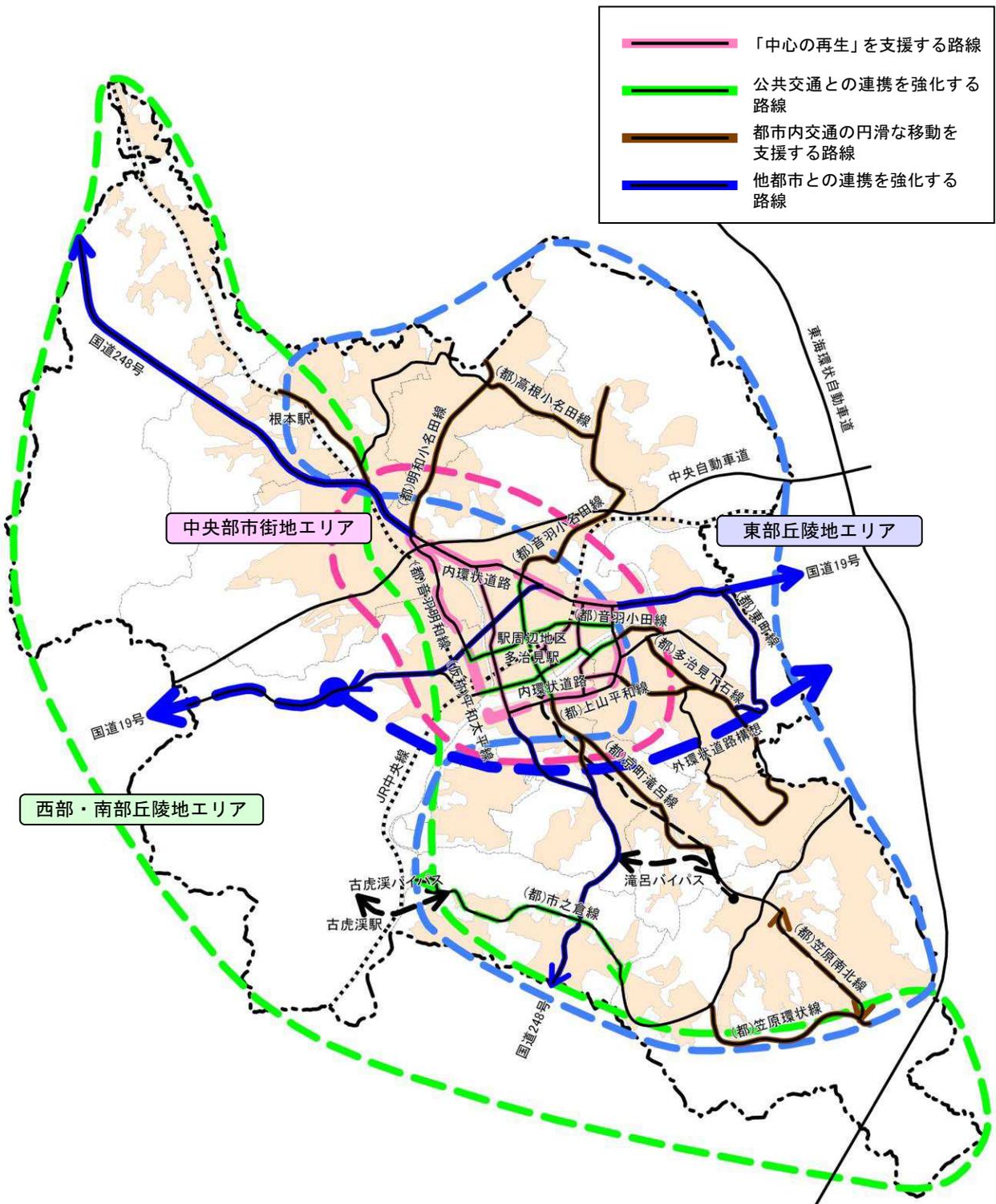
③ 都市内交通の円滑な移動を支援する道路づくり

- ◆ 市街地南北方向の交通について、道路の交通容量を拡大し、中心市街地の渋滞緩和を図ります。

④ 他都市との連携を強化する道路づくり

- ◆ 東海環状自動車道の土岐南多治見インターチェンジとアクセスする道路の整備促進により他都市との連携強化を図ります。

道路網の整備方針図



イ. 公共交通計画に関する基本方針

① 輸送手段における役割分担の明確化と連携

- ◆ 路線バスは、鉄道のない地域からJR多治見駅に向かう人の大量輸送を担うことを目的に現行路線の維持と強化を図ります。
- ◆ コミュニティバスは、商業施設、医療機関、文化施設等が集中する公共性の高い地域において、路線バスの空白区間を補完するこれら施設への移動手段として、効率的、効果的に移送できるよう、既存路線の再編と拡充を図ります。
- ◆ 郊外部では、鉄道や路線バスとの連携に配慮して、地域特性に応じた新しい交通システムの構築と既存システムの維持を図ります。
- ◆ 輸送手段相互の交通結節点の整備や現行の運賃制度の見直しなどにより、利用のしやすい公共交通環境を創出します。
- ◆ 住民、交通事業者、行政が互いに協力連携して、地域に根ざした交通をつくり、守り、育てていきます。

② 誰もが安全で快適に移動できる交通環境の整備

- ◆ 道路、駅広場、停留所、バス車両等のバリアフリー化などにより、子どもや高齢者、障がいのある人の外出支援に努めます。

③ 中心市街地の活性化を支援する交通環境の整備

- ◆ 中心市街地の活性化を支援するため、公共・公益施設、商業施設、医療施設、観光施設等の主要施設を効率的、効果的に連絡するよう、コミュニティバス中心市街地線を再編、拡充します。

ウ. 駐車場整備に関する基本方針

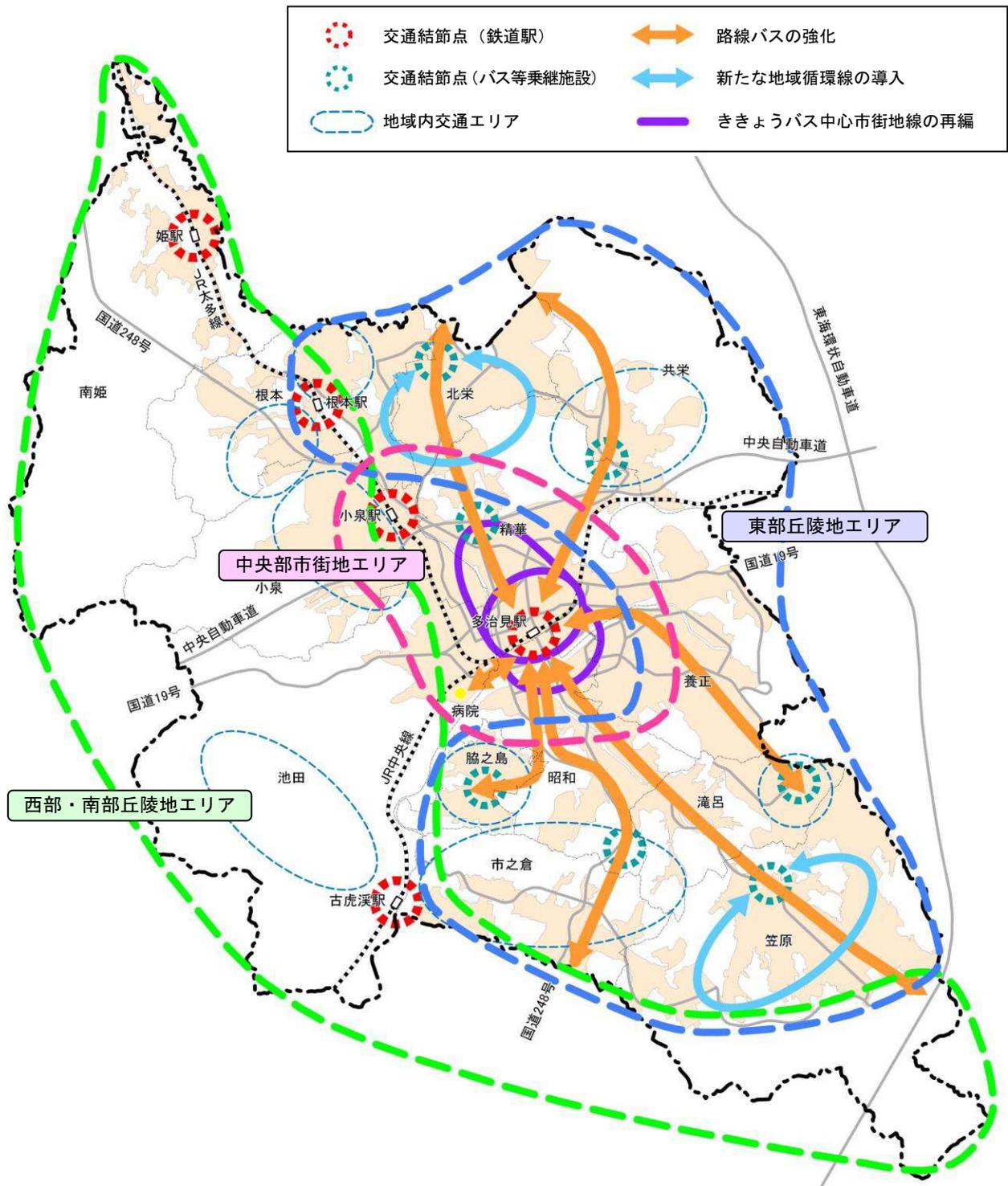
① 市街地の円滑な交通の確保と賑わい創出の支援

- ◆ 市街地内における円滑な交通を確保するため、駐車場施設を重点的に整備する地区として「駐車場整備地区」を指定し、附置義務制度により必要な駐車台数を確保します。
- ◆ 多治見駅北地区の都市基盤整備事業にあわせ、自動車駐車場、バイク駐車場、自転車駐輪場を整備し、賑わいを創出する周辺施設の立地を支援します。

② 郊外部からの鉄道利用の促進

- ◆ JR古虎溪駅及びJR根本駅等の郊外駅において、パーク・アンド・ライド駐車場の設置を検討します。

公共交通施策の方針図



(5) 生活環境の整備方針

- ① 地球環境問題やまちなかの高気温対策に向けた取り組みを環境施策と連携して、積極的に展開していきます。
- ② 安心安全なまちづくりに向け、交通事故防止のため中心市街地での交通規制を強化します。また、防犯のため街路灯等を設置していきます。
- ③ 社会情勢等に的確に対応しながら、都市基盤施設の整備を効果的かつ着実に進めていきます。
- ④ 集約型都市構造の実現のため、施設の立地効果が期待できる適地に、必要な都市施設を配置していきます。

ア. 都市施設の配置・整備に関する基本方針

(ア) 公園・緑地

公園・緑地が不足する中心市街地において、身近な緑を創出するための総合的な取り組みを展開し、緑被地の占める割合(緑被率)を高めていきます。

※本計画における緑被地とは、上空から見た樹林地、草地、農耕地、公園緑地等の植物の緑で覆われた土地、若しくは湿地など緑に覆われていなくても自然的状態にある土地の総称です。

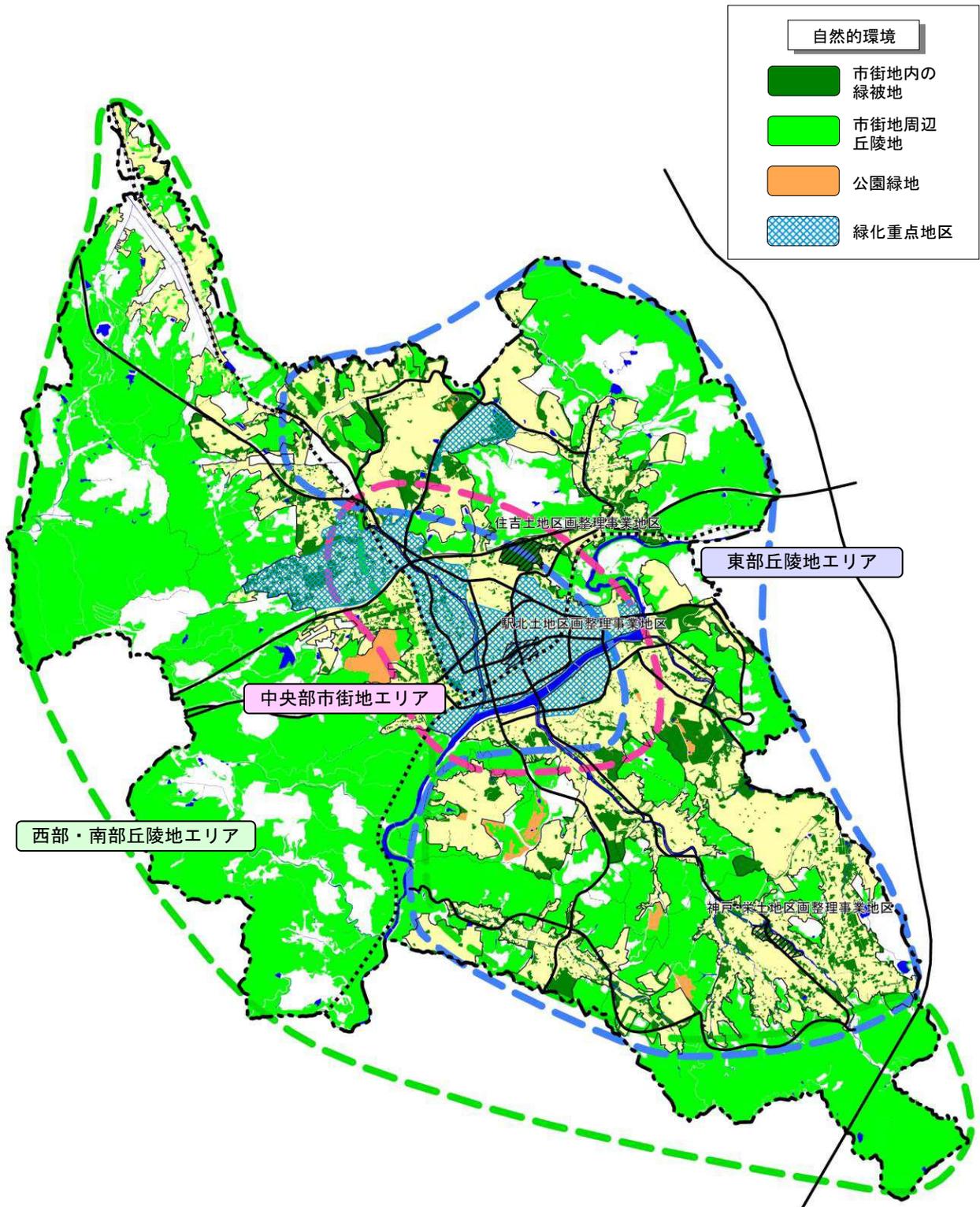
① 計画的整備による公園・緑地の確保

- ◆ 土地区画整理事業地や公共施設跡地における公園・緑地の計画的な整備により、市民一人当たりの公園面積の量を増やしていきます。
 - 多治見駅北土地区画整理事業地内での都市公園整備
 - 神戸・栄土地区画整理事業地内での都市公園整備
 - 多治見住吉土地区画整理事業地内での都市公園整備
 - 虎溪用水プロジェクトなどでの水辺・緑地整備

② 市街地における緑のボリュームアップ

- ◆ 美しい風景づくり条例等に基づく大規模行為に対する緑の創出、緑化重点地区での緑化助成による緑の創出など、民有地緑化への助成・指導・啓発活動を展開します。
- ◆ 学校をはじめとする公共施設での小広場の併設や緑地量の増加、道路空間への街路樹の設置など、公共用地緑化を進めます。

生活環境(公園・緑地)の整備方針図



(イ) 下水道

① 下水道整備の基本的考え方

- ◆ 浸水による被害や伝染病、河川の水質悪化などを未然に防止し、安全で豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

② 下水道整備の方針

- ◆ 多治見市公共下水道基本計画に基づき公共下水道の整備推進を図るとともに、処理場の高度処理化、合流改善計画に基づく整備を早期に実施します。
- ◆ 公共下水道の計画区域以外の地域では合併処理浄化槽の普及促進を図り、公共水域の水質保全に努めます。
- ◆ 既設雨水ポンプ施設等の機能強化により雨水排水対策を実施し、浸水防除に努めます。

(ウ) 河川・砂防

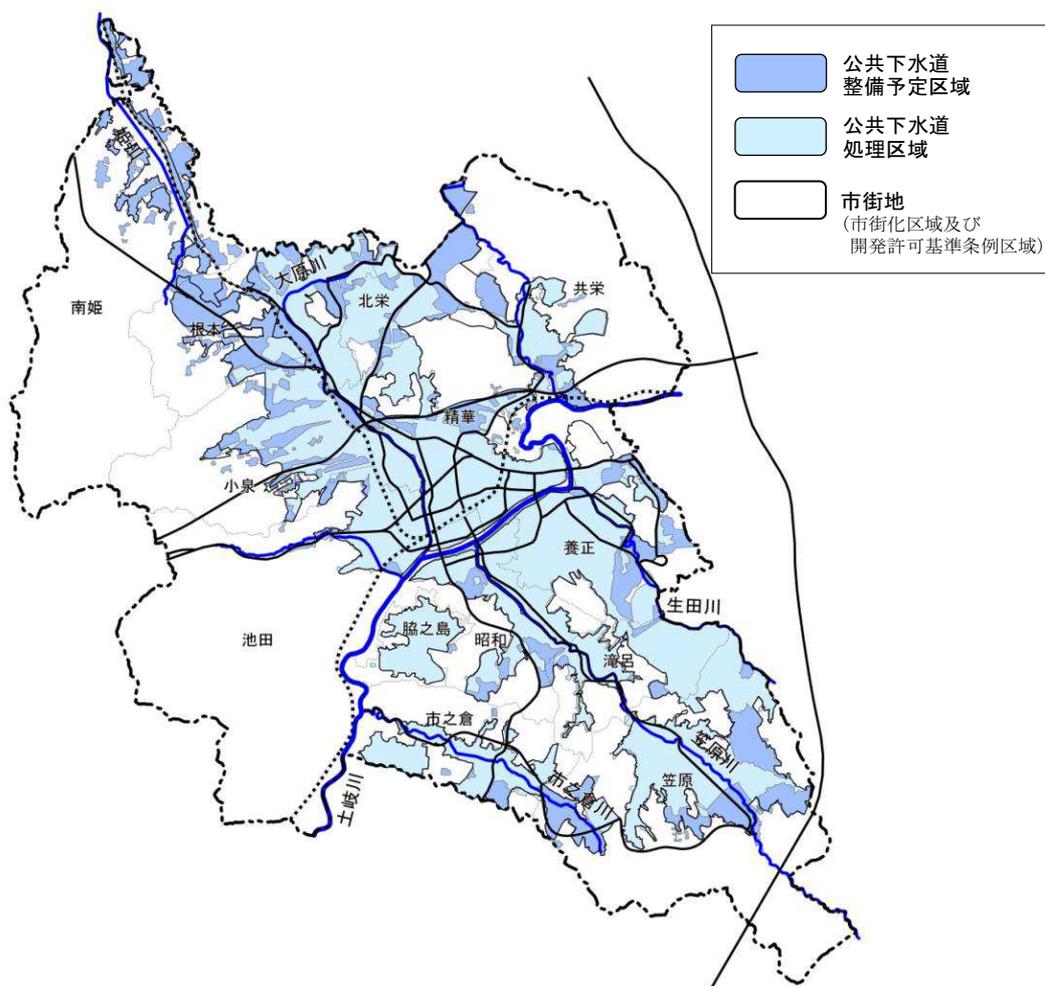
① 河川整備の基本的考え方

- ◆ 洪水被害及び土砂災害を軽減し、治水の安全性を高めるため、親水性と自然環境との調和に配慮しながら河川・砂防の整備に努め、安心して豊かに暮らせるまちをつくります。

② 河川整備の方針

- ◆ 河川被害の未然防止の観点から、土岐川圏域河川整備計画に基づき、緊急性の高い河川より順次改修に努めます。
- ◆ 都市河川の直接浄化として、良好な水辺環境の復元を図る多自然川づくりを推進します。
- ◆ 土砂災害を防止する観点から、砂防えん堤や溪流保全工、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策を推進します。
- ◆ 開発行為による雨水や土砂の流出の増大については、調整池や雨水流出抑制施設等の設置による総合的な治水対策を推進します。

生活環境(公共下水道)の整備方針図



(エ) その他の都市施設

① 環境衛生施設の整備方針

- ◆ ごみの分別収集と減量化に努めることで、焼却場や一般廃棄物処分場の負荷を軽減します。また、焼却場や一般廃棄物処分場の延命化を図るため、施設の適正管理に努めます。
- ◆ 火葬場については、現行施設の老朽化や将来需要の増加見込みに対応して適切な位置に新たな施設を整備します。
- ◆ 墓地については、需給見込みを再検証し、必要に応じて多治見墓地公園(平和霊園)の区域を見直します。

② 教育施設の整備方針

- ◆ 老朽化した池田小学校などの建て替えや耐震化など、必要な施設の更新と修繕に努めます。

③ 福祉施設の整備方針

- ◆ 老朽化した滝呂保育園などの建て替えや耐震化など、必要な施設の更新と修繕に努めます。
- ◆ 市民が健全な福祉を享受するため、高齢者福祉計画、障がい者計画に基づいて保健福祉サービスの充実に資する施設整備に努めます。

④ 医療施設の整備方針

- ◆ 3次医療機関及び2次医療機関である岐阜県立多治見病院及び多治見市民病院は市民の利便性とまちの賑わいに考慮して中央部市街地エリアでの立地更新を図ります。1次医療機関については地域の実情に応じた立地を誘導します。

⑤ 公民館等の公共・公益施設の整備方針

- ◆ 公民館や児童館及び市役所地区事務所等の公共・公益施設の整備にあたっては、地区住民の利便性や施設の効率的運営に配慮して、整理・統合することを原則として進めます。

イ. 協定等に基づく土地利用誘導に関する基本方針**① 地区計画による良好な居住環境の保全と形成**

- ◆ 駅周辺地区の商業地域内において良好な居住環境を維持・増進していく地区、周辺市街地の中高層住居専用地域内において低層の住・商共存の市街地形成をめざす地区など、指定用途地域が許容する建物用途や形態に対し、「地区計画」によって地区独自の制限を付加することで、地区内の良好な居住環境を保全・形成していきます。

② 風景づくり計画による良好な都市景観の形成

- ◆ 都市の風景に大きな影響を及ぼす大規模な行為や屋外広告物に対する基準の設定、風景づくり協定の締結や風景づくり推進地区の指定による良好な風景の保全と創出など、都市の美観と自然景観を守るため、景観法と多治見市風景づくり条例に基づく「風景づくり計画」を推進し、将来にわたって誇ることができる美しい風景を創出していきます。

③ 緑地協定による緑豊かな住宅地環境の保全と形成

- ◆ 都市緑地法に基づく緑地協定制度の活用などにより、緑豊かな住宅地の環境保全と中心市街地から眺望できる斜面緑地の保全を図っていきます。

第3章 地区別構想

- 1 中央部市街地エリア……………43
- 2 東部丘陵地エリア……………53
- 3 西部・南部丘陵地エリア……………63

第3章 地区別構想

1 中央部市街地エリア

鉄道南部の旧市街地から、鉄道北部の国道沿い周辺地区を軸に広がる市街地(市街化区域)を主体とするエリアです。内環状道路で囲まれる「中心市街地」とその外側に位置する「周辺市街地」で構成されます。



沿道型商業施設の立地が進んだ国道19号



土地区画整理事業等の整備が進む多治見駅周辺



景観整備が進んだ多治見駅南駅前通り



まちなみ環境整備が進む本町オリベストリート

(1) エリアの課題

① 中心市街地人口の下げ止まりと、人口動向の地区間格差

- ◆ 多治見駅北地区の整備を一因として周辺地区、特に大原川右岸地区で人口が増加していますが、駅南地区と川南地区では依然として人口減少が続いており、この傾向は当分の間続くことが見込まれます。

② 商業施設の分布状況の変化

- ◆ 北部の国道沿道周辺や大原川右岸地区で商業施設の立地が進んでいますが、中心商業地の駅南地区・川南地区において、空き店舗の増加等により商業用地が減少しています。

③ 旧市街地における防災面の課題

- ◆ JR中央線南側の住宅と店舗等が混在する旧市街地においては、狭あい道路が多い密集市街地となっており、建物の老朽化対策を含めて火災や震災などの防災面の対策が必要となっています。

④ 幹線道路における交通渋滞の一部緩和と慢性化

- ◆ (都)音羽明和線や国道248号南バイパスの開通により、中心商業地南側の幹線道路一部区間においては朝夕ラッシュ時の車の流れは改善されたものの、依然として中心商業地西側の国道248号を中心に交通渋滞が残っています。

(2) まちづくりの現況

A 駅北地区での都市拠点環境の形成

- ◆ 多治見駅の橋上駅舎や南北連絡自由通路が整備され、多治見駅北土地区画整理事業の完成が間近に迫っています。また、大規模拠点施設の立地計画が検討されるなど新たな賑わい空間の創出が期待されています。

B 公共交通の充実施策の展開

- ◆ 交通渋滞緩和、地球環境保全、中心市街地の活性化の観点から、コミュニティバス中心市街地線の再編が検討されています。
- ◆ 多治見駅北広場と南北連絡自由通路の完成により駅南広場に集中していた自動車交通が分散化しています。

C オリベストリート構想による地域活性への取り組み

- ◆ 本町オリベストリートにおいて、都市計画道路の廃止を皮切りに、産業支援拠点施設として整備した創造館や蔵などの地域資源を生かしたまちづくりが展開されています。

(3) まちづくりのテーマ

『多くの人が集い楽しむまちづくり』

- ① 集約型の都市構造の核となるエリアをめざしたまちづくりを展開します。
- ② 中心市街地の再生・活性化を軸に、商業・サービス、公共・公益施設を効果的に配置するとともに、安全で快適な交通環境・生活環境を形成します。

(4) 市街地の整備方針

暮らしやすい元気なまちを維持していくため、既存ストックの有効活用に力点を置いた集約型都市構造への転換をめざす核となるエリアとして、効果的な商業・サービス、公益施設の配置と、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成をめざします。

① 中心市街地

区域の外郭を構成する内環状道路の形成により、中心市街地に集中する交通の分散を図ります。また、駅北土地区画整理事業を契機として、まちの賑わいの再生と活性化をめざします。

《駅周辺地区》

- ◆ 市街地整備が行われた駅北地区では土地の高度利用を進めるとともに、自動車交通の負荷の少ない賑わいある施設の立地を誘導し、都市としての拠点性を高めていきます。また、建築計画の進行に合わせて太陽光等の新エネルギーの利用や省エネルギーに配慮した建築計画の誘導を図ります。
- ◆ 建築物の老朽化が進む駅南広場の周辺(東鉄ビル、テラ、駅西駐車場等)は、賑わい創出のためのポテンシャルの高い地区として、建築物等の更新と合わせて引き続き土地の高度利用を促します。また、新エネルギーの利用や省エネルギーに配慮した建築計画の誘導を図ります。
- ◆ 暗渠化した虎溪用水を開渠として復活させ、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ◆ 公園等の公共空地を活用し緑化を推進します。
- ◆ 中心市街地の賑わいを取り戻すため、居住人口の増加をめざします。そのために中高層マンションと既存の低層住宅の棲み分けを図るなど良好な居住環境の確保に努めます。
- ◆ 中心市街地における安全な歩行者・自転車空間の確保により自動車交通の削減を図るなど、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成に努め、まちなかでの生活の利便性を高めていきます。
- ◆ 美しい風景づくりのため、まちの玄関口である多治見駅北広場と駅南広場周辺地区の屋外広告物について、重点的に整序していきます。
- ◆ 古くに建築された低層住宅が多く残る田代地区は、狭あい道路が多く、まとまった緑が少ないことから、住環境及び防災機能の向上を目的とした地区計画の導入について検討していきます。
- ◆ 田代地区の生活道路は、多治見駅にアクセスする車両の通り道となっており、居住者の生活を脅かしていることから、交通規制等による通過交通量の削減を図ります。

《北部地区》

- ◆ 幹線道路の整備を通して沿道土地利用の活性化を促し、都市の利便性を高めていきます。
- ◆ 美しい風景づくりのため、まちの玄関口である多治見インターチェンジ周辺幹線道路の屋外広告物について、重点的に整序していきます。

《川南地区》

- ◆ 地域の歴史ある資源や伝統文化等の活用を通して集客を図る「オリベストリート構想」に基づくまちづくりを展開します。

② 周辺市街地

中心市街地に隣接する住宅地として、東側地区は東部丘陵地エリア、西側地区は西部・南部丘陵地エリアと、それぞれのまちづくりイメージを共有する良好な居住環境の形成をめざします。

- ◆ 中心市街地北側の国道 19 号沿いの一部については、工業系土地利用との調整を図ったうえで沿道商業地として位置づけ、沿道型サービスの用に供します。
- ◆ 中心市街地の北部にある市街地内未利用地については、用途地域をはじめとした都市計画制度の適切な運用により、土地利用の促進と周辺市街地の環境と調和したうるおいあるまちなみの形成を図ります。
- ◆ 中心市街地の北部から東部、南部にかけての段丘斜面等の樹林地を有する地区においては、緑地の適切な保全と管理を行い、うるおいある風景と調和するまちなみの形成を図ります。
- ◆ 中心市街地の西部に位置する里山的な樹林地と農地が介在する地区においては、農地や樹林地の適切な保全と管理を行い、周辺の風景と調和したまちなみの形成を図ります。

(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針

周辺丘陵地からまちなかに冷気を呼び込むため“風の道”をつくります。また、緑被率の向上や水辺の創出など、高気温対策に努めます。

- ◆ 道路、鉄道、河川などの周辺緑地や水辺を「風の道の軸」として捉え、保全や活用に努めます。
- ◆ 虎溪用水などの既設水路を活用した新たな水辺環境の創出や民有地植栽などによるまちなか緑化に努め、「日本一暑いまちたじみ」からの脱却をめざします。

(6) 交通システム整備に関する方針

① 内環状道路と多治見駅前広場へのアクセス路線の整備

- ◆ 中心市街地の通過交通の削減に向け、内環状道路の未整備区間である(都)上山平和線と(仮)平和太平線の事業化を図ります。
- ◆ 内環状道路から多治見駅北広場にアクセスする(都)音羽小名田線、(都)音羽小田線の整備促進を図ります。

② 鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通の連携強化

- ◆ 多治見駅周辺地区では、交通規制等による公共交通を優先した道路利用を促し、自動車交通の削減を図ります。このことでバスの定時制と速達性を確保します。
- ◆ 中心市街地を巡回するコミュニティバスの運行計画を見直し移動の利便性を高めます。見直しにあたっては、公共公益施設、商業施設、医療施設、観光施設等の主要施設を結ぶなど、中心市街地の利便性の向上に配慮して行います。

③ 人に優しい交通環境の創出

- ◆ 中心市街地において、歩行者・自転車道のネットワーク化を進めるなど、環境負荷の少ない交通環境をつくります。
- ◆ 道路、駅前広場、停留所、バス車両等のバリアフリー化により、高齢者や障がいのある人の外出支援に努めます。

(7) 生活環境整備に関する方針

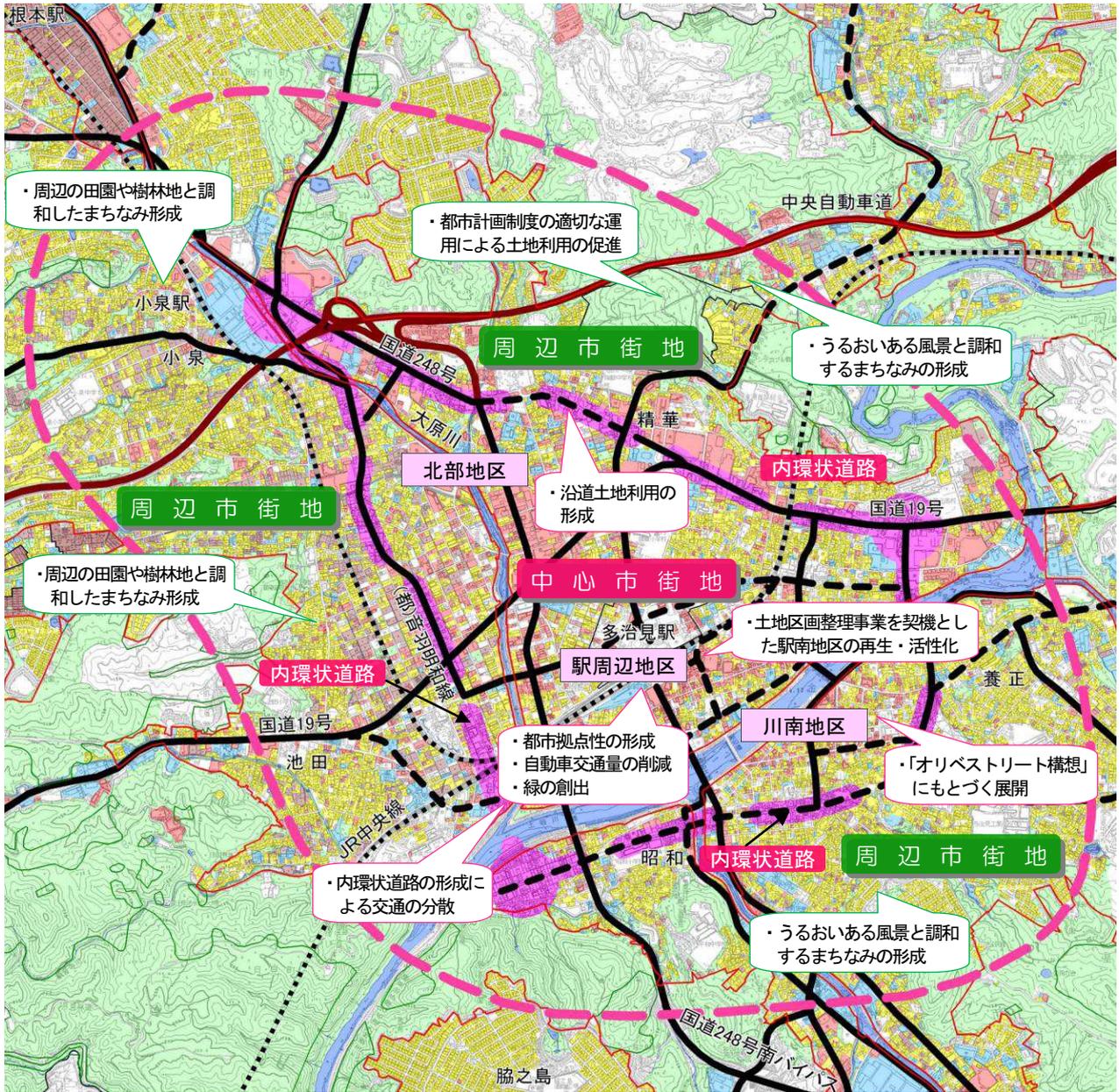
① まちなか居住の推進に向けた生活環境整備

- ◆ 駅南地区と駅北地区をつなぐ(都)自由通路多治見駅南北線の整備に続き、駅北地区への商業・サービス施設の立地誘導を図ることで、生活利便の向上をめざします。
- ◆ 屋外広告物制限と地区計画により統一感あるまちなみを形成します。
- ◆ 新規公園整備や土岐川の親水性向上等により、うるおいある空間を確保するなど、総合的な取り組みによってまちなかの居住環境を向上させます。

② 身近な緑の創出に向けての総合的な取り組み

- ◆ 駅北地区土地区画整理事業地での公園整備と虎渓用水復元計画の推進、緑化重点地区での助成事業を通じた民有地緑化の推進、風景づくり条例に基づく大規模行為に対する緑の創出、公共用地での緑量の増加など、中心市街地での水と緑のボリュームアップにより、高気温に対処するとともに、やすらぎとうるおいのある空間の創出に努めます。

中央部市街地エリアの市街地整備方針



 市街化区域界	 住宅用地	 山林・樹林地
 商業用地	 農地(田・畑)	 保安林区域
 工業用地	 河川・水路・水面	 農用地区域

(8) 重点的取り組み

重点施策のひとつである『中心市街地の再生・活性化』に向けた取り組みを中心にまちづくりを展開していきます。

A 駅周辺地区で中心都市としての拠点性を発揮させていきます

現在のまち

- ◆土地区画整理事業などによって駅北地区の道路・公園等を整備しています。
- ◆駅南北をつなぐ橋上駅・自由通路が整備されました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆駅北地区では商業施設やサービス施設の立地が進んでいます。また、地区計画等により美しいまちなみが創出されつつあります。
- ◆駅南北を往来する人が増え、駅南地区に賑わいが戻りつつあります。また、駅南地区では古くからのビルが徐々に建て替えられるなど市の玄関口としての態様が整ってきました。

B 水と緑があふれるまちなみで高気温化に対処していきます

現在のまち

- ◆風景づくり条例にもとづき緑の創出を図っています。
- ◆駅北地区で農業用水を活用した水辺の創出と市街地緑化が検討されています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆虎溪用水を復元したうるおいある空間が創出されました。中心市街地から西側周辺地区にかけての緑化重点地区では助成事業を通して民有地緑化が進んでいます。
- ◆中心市街地では、水と緑のボリュームが増えるなど、まち全体でさまざまな高気温対策が展開されています。

C 土岐川周辺地区を快適な商業・居住地空間として再生させていきます

現在のまち

- ◆本町筋地区でオリベストリートとしての施設立地とまちなみ形成が展開中です。
- ◆土岐川の親水性を高める整備が進んでいます。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆本町筋地区から始まったオリベストリート構想によるまちづくりが、川南地区全体に拡がり、観光客が増えています。
- ◆土岐川を訪れる人が増え、川に顔を向けた商業施設が現われ始めるなど、土岐川を軸に川北・川南地区が一体化しつつあります。また、川沿いの各所で新たな居住空間も創出しています。

D 虎溪山地区の恵まれた市街地環境と自然環境をより高めていきます

現在のまち

- ◆虎溪山地区で周辺の風景に馴染んだ飲食店舗の立地が進んでいます。
- ◆永保寺一帯では良好な風致が維持されています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆虎溪山地区に小規模なしゃれた店舗と住宅が混在した緑の多い魅力的なまちなみが創出され、観光産業にも貢献しています。
- ◆虎溪山風致地区の指定区域が拡大され、良好な風致が確実に守られています。

E 中心市街地の外郭を形成する内環状道路を完成させます

現在のまち

- ◆多治見 I C～国道 19 号住吉町交差点間道路の 4 車線化工事が進んでいます。
- ◆(都)音羽明和線の整備が完了しました。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆内環状道路の北側部分が完成し、この区間の渋滞が緩和されました。また、沿道の商業立地が進み都市機能も充実してきました。
- ◆土岐川を横断する新設路線の都市計画決定がされ工事に着手するなど環状ルート確立の目処が立ちました。

F 誰でも安全で快適に移動できる交通手段と環境を整備していきます

現在のまち

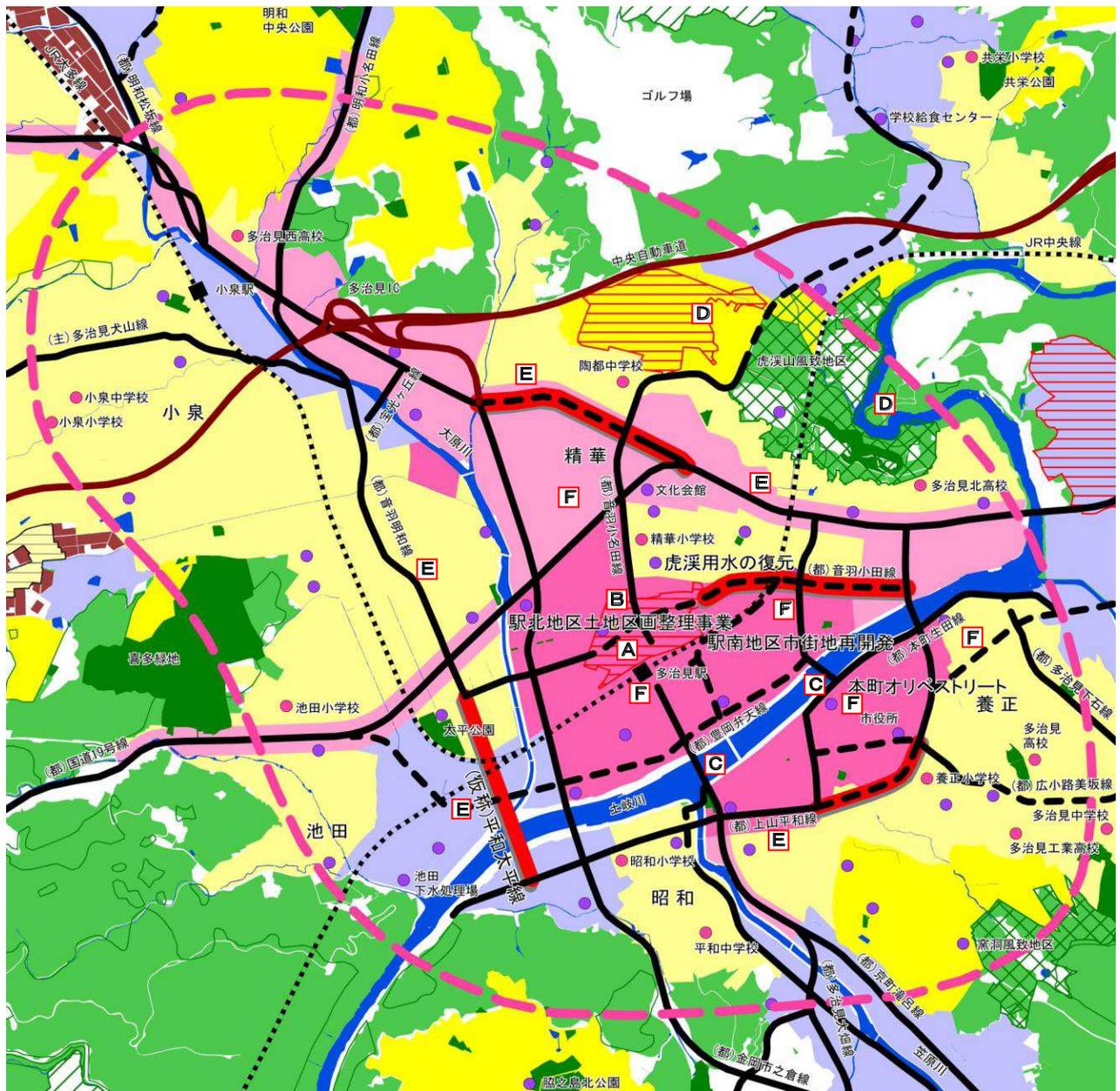
- ◆ 駅北駅前広場の完成により、バス・タクシーターミナル機能が南北に分散されました。
- ◆ コミュニティバスをはじめ公共交通充実策を展開中です。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆ 駅北駅前広場へのアクセス道路の整備や内環状道路の整備効果によって、中心市街地の生活道路への通過交通の流入が解消されつつあります。
- ◆ 公共交通や自転車交通等の充実により、駅周辺の自動車交通量が減少し、安心・安全な歩行者空間が創出されつつあります。

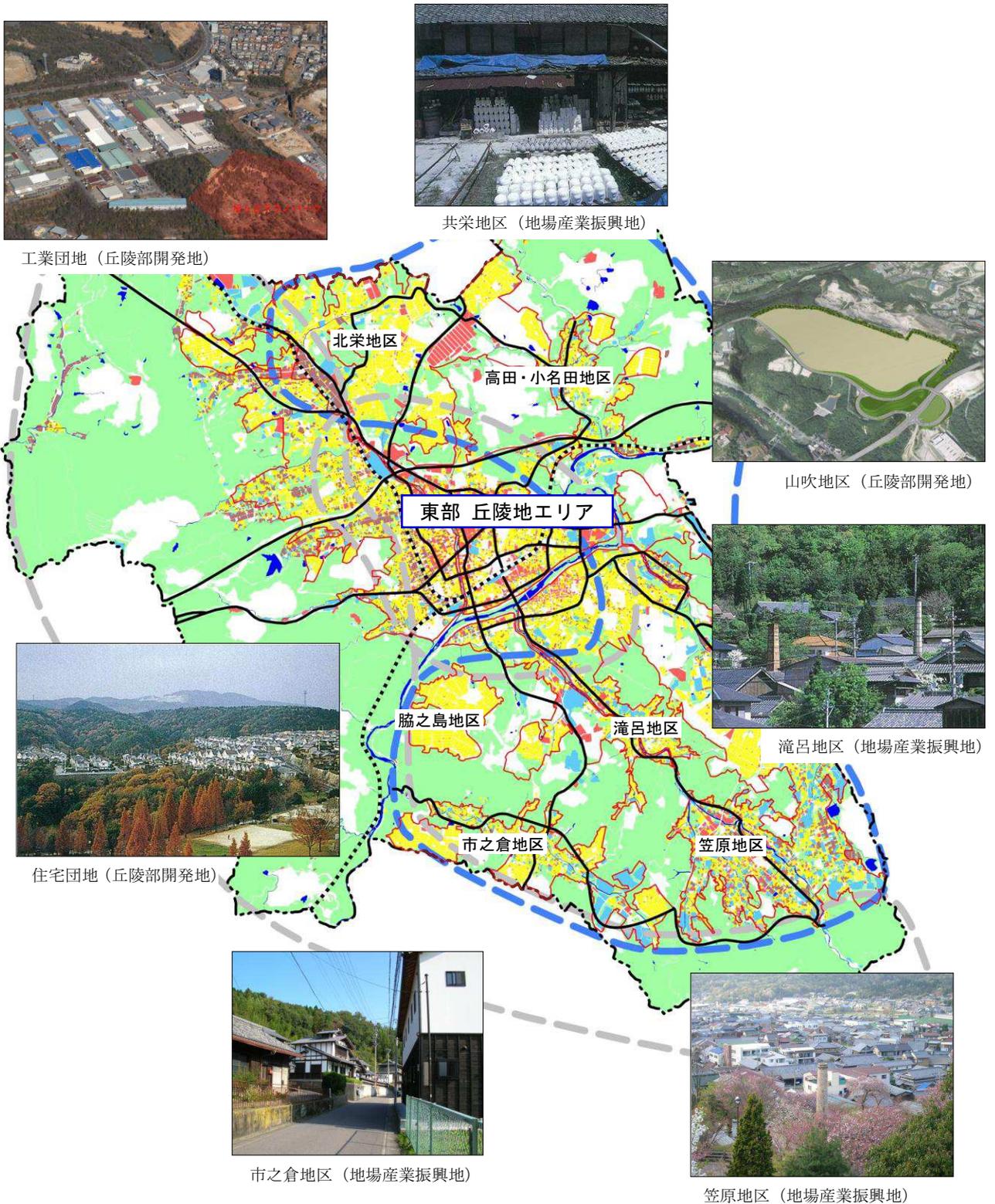
中央部市街地エリアでの重点的取り組み



都市的土地利用		専用住宅地		都市計画道路(概成済)		重点的取り組みの展開地		
		一般住宅地				都市計画道路(計画)		
		中心商業地		都市公園・緑地			山林・樹林地	
		沿道商業地					公共公益施設	
		産業振興地					学校等教育施設	
自然的環境		山林・樹林地						
		保安林区域						
		農地(農用地区域)						

2 東部丘陵地エリア

美濃焼の生産地である高田・小名田、滝呂、笠原、市之倉地区の「地場産業振興地」と、各地区の丘陵部で住宅団地・工業団地として開発された「丘陵部開発地」で構成されるエリアです。



(1) エリアの課題

① 地場産業の停滞、工業用地の減少

- ◆ 市街地内に住宅と混在して立地している地場産業(陶磁器関連産業)施設においては、工場の撤退や縮小等が進んでおり、工業用地としての利用が大幅に減少しています。また、陶磁器関連産業の工業指標も伸び悩んでいます。

② 丘陵部開発地における住宅団地での人口減少

- ◆ 丘陵部開発地における住宅団地の人口は、高田・小名田、滝呂地区等では増加傾向にあるものの、開発事業が概ね完了していることから、今後増加変動が収束すると思われます。既に北栄、脇之島、市之倉地区等では人口が減少傾向にあり、一部の団地では空洞化の兆しが見られます。

(2) まちづくりの現況

A オリベストリート構想による地域活性への取り組み

- ◆ 陶磁器の里をイメージさせる市之倉地区や高田・小名田地区では、オリベストリート構想に基づき、地域主体で産業観光振興に取り組まれています。

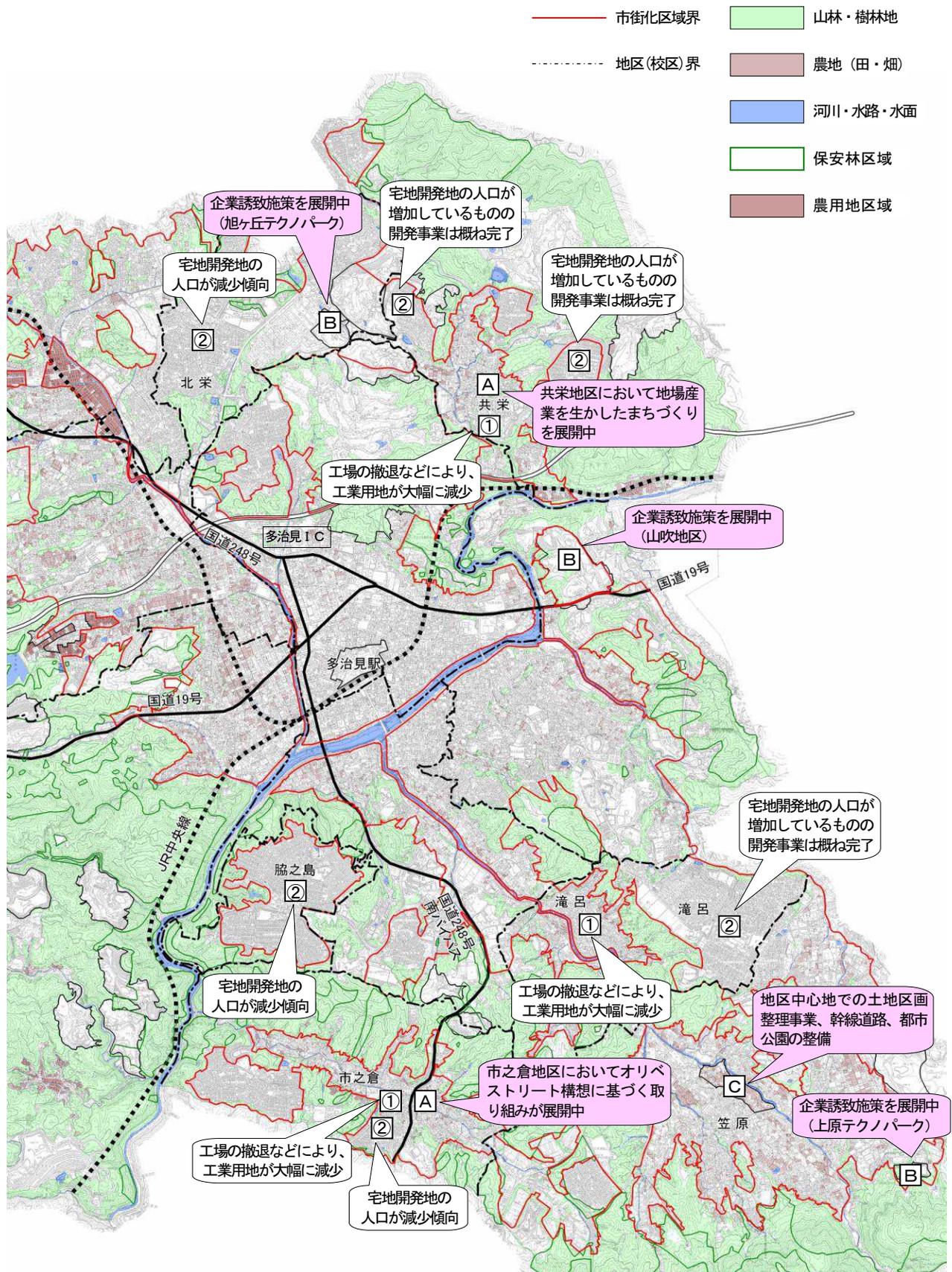
B 企業誘致施策の展開

- ◆ 東海環状自動車道の東回りルートの開通等、交通利便の高まりから、旭ヶ丘テクノパーク、山吹テクノパーク、フロンティアリサーチパーク、上原テクノパークなど企業誘致に必要な市街地整備が進められています。

C 笠原地区中心地での市街地開発の展開

- ◆ 農地が多く介在する笠原地区の中心地において「神戸・栄土地区画整理事業」が行われており、中心地区にふさわしい賑わいある土地利用が期待されています。

東部丘陵地エリアの現況



(3) まちづくりのテーマ

『美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり』

- ① 都市的土地利用と自然的環境が共存するエリアをめざしたまちづくりを展開します。
- ② 美濃焼の歴史性を生かした個性あるまちづくりを進めます。
- ③ 賑わいと活力あるまちづくりに必要な新たな産業を誘致します。

(4) 市街地の整備方針

美濃焼の歴史性を生かした個性あるまちづくりと緑地の多い良好な居住環境が共存するまちづくりを進めます。また、鉱山の跡地などで都市基盤整備が整っているか又は整うことが確実な土地にあっては、必要に応じて事業所用地への土地利用転換を図り、新規産業振興地を拡大していきます。

① 地場産業振興地

地域の独自性を発揮しながら発展してきた地場産業振興地では、地域資源を活用してまちの賑わいを創出していきます。また、まちの防災機能や交通機能の強化を図るなど快適な生活環境の形成をめざします。

- ◆ 美濃焼、タイルを観光資源として活用し、まちの集客力を高めていきます。また、風景づくりに配慮した美しいまちなみを創出していきます。
- ◆ 緑の多い既存の低層住宅地について、良好な居住環境を保全していきます。
- ◆ 近隣商業地域の指定維持や新たな指定により日用雑貨店舗を立地誘導し、日常の生活利便を高めていきます。また、公共交通の充実などによる中心商業地とのアクセス向上に努めます。
- ◆ 地場産業を振興するため、住居系用途地域内にある中規模の陶磁器・タイル関連工場を保護していきます。また、工業系用途地域内では、公害をもたらす恐れのある工場や環境悪化が懸念される建物を制限することで周辺的生活環境に配慮します。
- ◆ 未利用地(農地)が多く介在する笠原地区の中心部においては、土地区画整理事業により幹線道路や宅地を整備するなど都市としての態様を整えます。
- ◆ 土地区画整理事業で整備される(都)笠原南北線の沿道については、地区の賑わいを創出するため商業系土地利用を誘導します。また、市街地の密集に備え、火災に強いまちづくりを進めます。
- ◆ 建築基準法上の防火規定のない笠原地区においては、火災に強い建築物構造への転換を促します。
- ◆ 地場産業の振興とまちなかの賑わいを創出するため、笠原地区中心部においてタイル産業振興施設を整備します。

② 丘陵部開発地

丘陵部開発地の住宅団地においては、団地の規模と熟度に応じた都市計画制度等の活用や、団地の高齢化に対応した適当な施策の展開により、いつまでも住み続けられる環境の創出に努めます。また、工業系開発地では、周辺の自然的環境や生活環境に配慮した適正な土地利用に努めます。

- ◆ 住宅団地の一部においては、今後の建て替え需要や空洞化の見込み、高齢社会への対応に留意しつつ、それぞれの団地特性に応じた対策を講じていきます。
- ◆ 既存の卸団地(美濃焼卸団地、旭ヶ丘タイル団地)については、既定の建築制限を維持し、地場産品の集積・出荷環境を維持していきます。また、緑の多いゆとりある環境を保全していきます。
- ◆ 高田・小名田地区、滝呂地区、笠原地区、市之倉地区の地場産業振興地では、地場産品を活用した観光振興や美濃焼文化の香りが漂うまちなみ形成など、産業振興や風景づくりに配慮したまちづくりを進めます。
- ◆ 山吹テクノパーク、旭ヶ丘テクノパーク、フロンティアリサーチパークでは新規産業の振興に必要な企業誘致を進めます。また、テクノパークの隣接地や幹線道路のインターチェンジ付近では必要に応じて新規産業振興地を拡大していきます。
- ◆ 新規産業振興地の拡大にあたっては、伐採を伴う大規模な土地形質の変更をしないことや下水道計画等の公共施設計画との整合を図って進めます。
- ◆ JR根本駅前において、生活関連施設の集積と、公共・公益施設の集約化を図ることで、周辺丘陵部開発地の生活の利便性を高めていきます。

(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針

① 緑を生かした良好な住環境の保全と創出

- ◆ 低層住宅地を取り囲む、山林などの緑を保全していきます。また、住宅地内の緑地については、緑地協定を活用し、保全と創出に努めます。

② 山肌が露呈する丘陵部での土地利用の整序

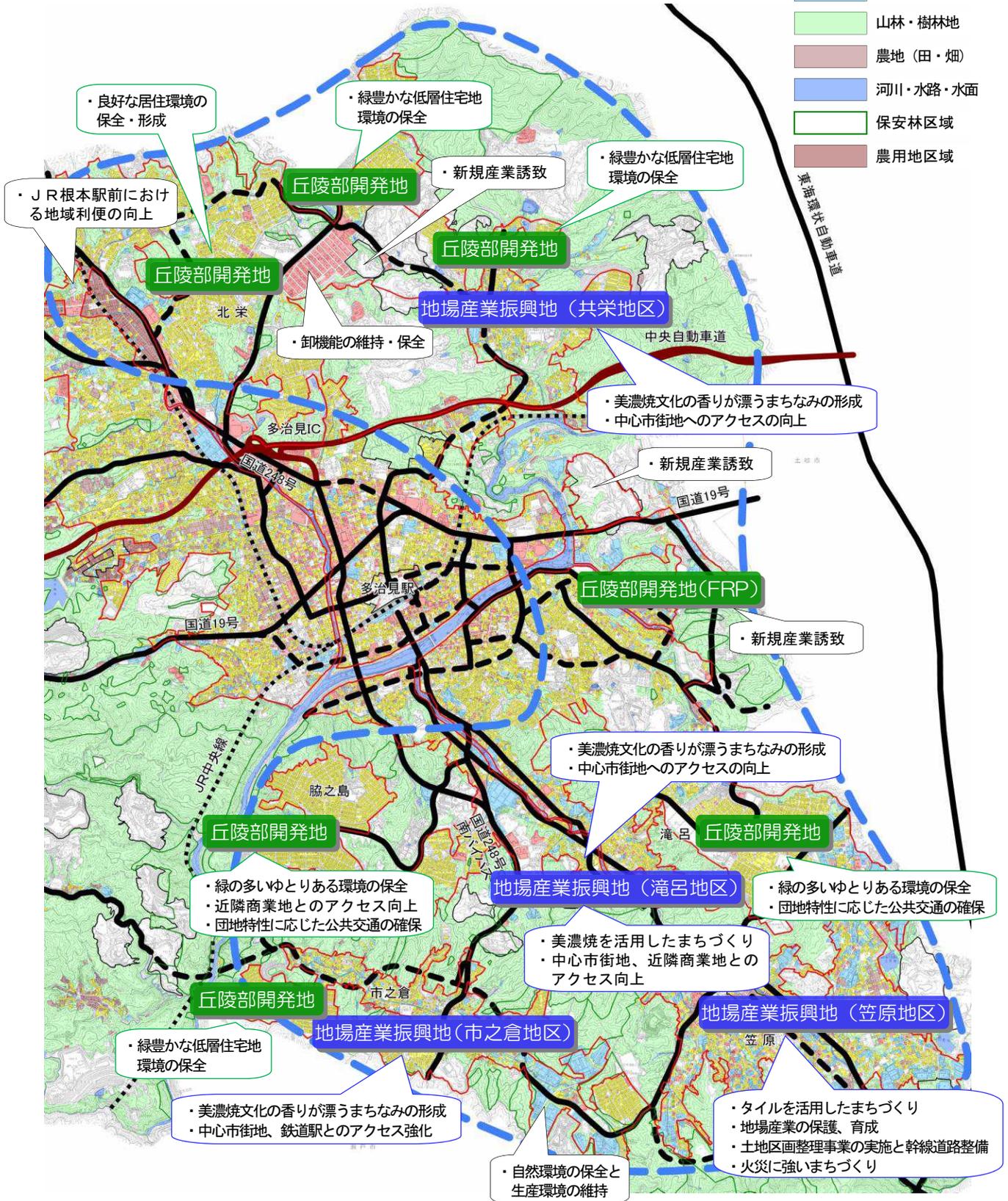
- ◆ 市街化区域の近接・隣接部で土石・粘土採取等により土地の形質変更が行われた地区においては、事後緑化等による緑地回復とともに自然的環境への影響抑制を前提に都市的土地利用の可能性を検討し、土地利用の整序と地域の活性化に努めます。

③ 農業振興地域内農用地の保全

- ◆ 根本、小泉地区の大原川沿いに広がる農業振興地域内農用地については、農業振興の観点はもちろんのこと、貯水機能を有する貴重な資源として都市防災の観点からも保全に努めます。

東部丘陵地エリアの市街地整備方針

- 市街化区域界
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 山林・樹林地
- 農地(田・畑)
- 河川・水路・水面
- 保安林区域
- 農用地区域



(6) 交通システム整備に関する方針

① 公共交通の充実

- ◆ J R 根本駅周辺地区(松坂町など)において、J R 根本駅を起点としたバス路線の再編を行うとともに、公共交通空白地帯となるエリアをカバーする新たな地域公共交通システムの導入を図ります。
- ◆ J R 根本駅の利用促進を図るために、駅前広場の整備を行い、J R 根本駅における交通結節点機能を強化します。

② 円滑な自動車交通の確保と広域交通網の充実

- ◆ 外環状道路構想の整備促進を図ることで、広域交通網を充実させ他都市との連携を強化します。あわせて、市街地の通過交通を削減します。
- ◆ 主要地方道豊田多治見線の滝呂バイパス整備や一般県道市之倉内津線古虎溪バイパス整備などにより中心市街地や鉄道駅とのアクセス強化に努めます。

③ 安心・安全な道路空間の確保

- ◆ 自転車・歩行者専用道の「陶彩の径」を笠原町まで延伸することで、笠原地区と中心市街地を結ぶ安心・安全な道路空間を確保します。

(7) 生活環境整備に関する方針

① オリベストリート構想等の展開によるまちなみの形成

- ◆ オリベストリート構想によるまちづくりや、個性豊かな風景づくりなどにより、居住と生産空間が共存した地場産業地としての生活環境を向上させていきます。

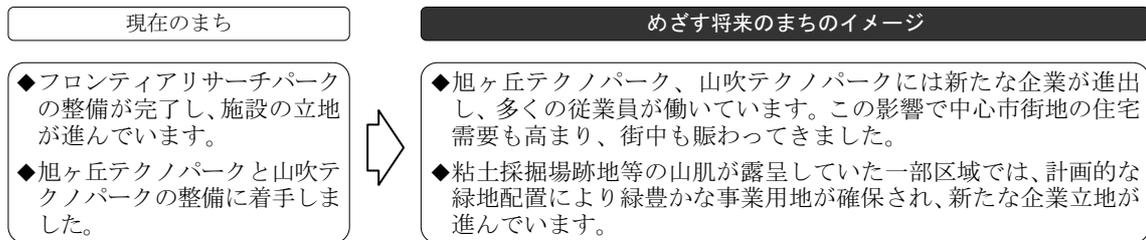
② 住宅団地における居住環境の適切な保全

- ◆ 低層な住宅団地にあっては緑地協定や地区計画などにより緑の多いゆとりある環境を保全していきます。
- ◆ 団地の高齢化に伴う買い物や通院等の不便に対し、団地特性に応じた公共交通の確保に努めます。
- ◆ 少子化に伴う空き家住宅の増加など団地の空洞化が抱える諸々の問題について調査・研究し、解決策を探ります。(住み続けることのできる環境の整備に関する研究)

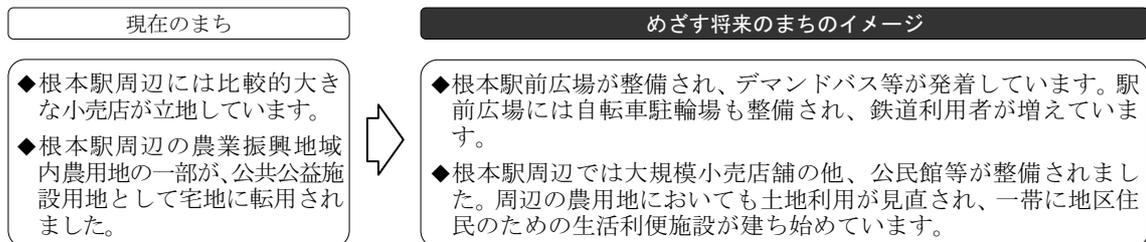
(8) 重点的取り組み

地場産業の振興と合わせて、新たな産業の積極的な誘致をめざす『骨太の産業構造を形成する土地利用展開』に向けた取り組みを中心に、地場産業振興地や丘陵部開発地での「快適な市街地環境づくり」を展開していきます。

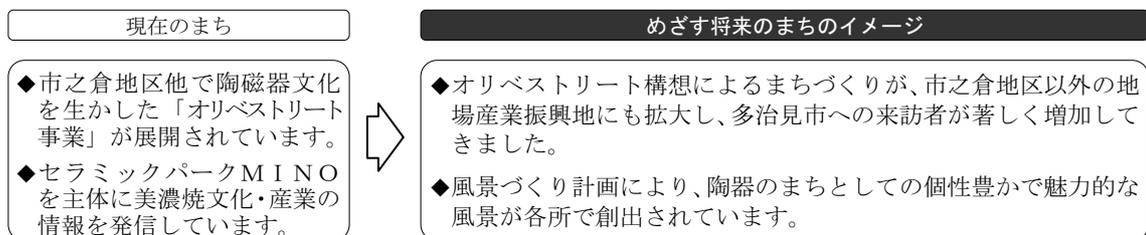
A 環境への配慮を前提に工業系土地利用地を創出していきます



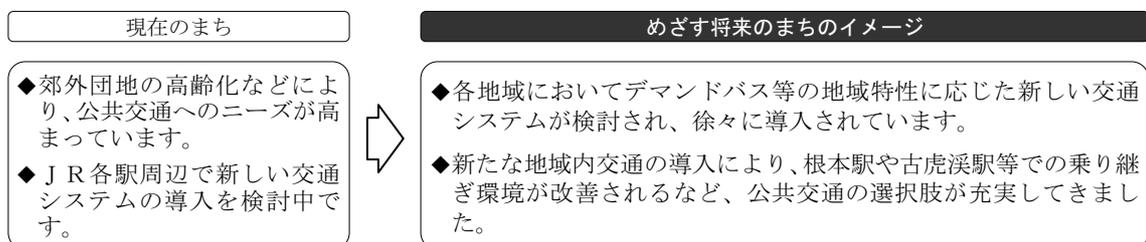
B JR根本駅周辺において近隣商業拠点の形成をめざします



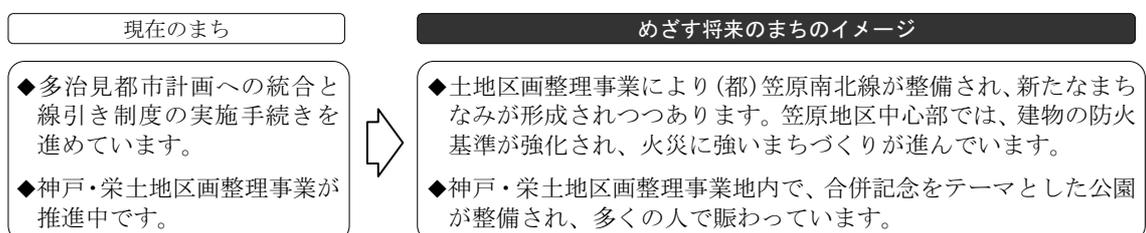
C 美濃焼文化の香りが漂うまちなみづくりを進めます



D 公共交通の充実に向け地域特性を生かした地域交通を確保します

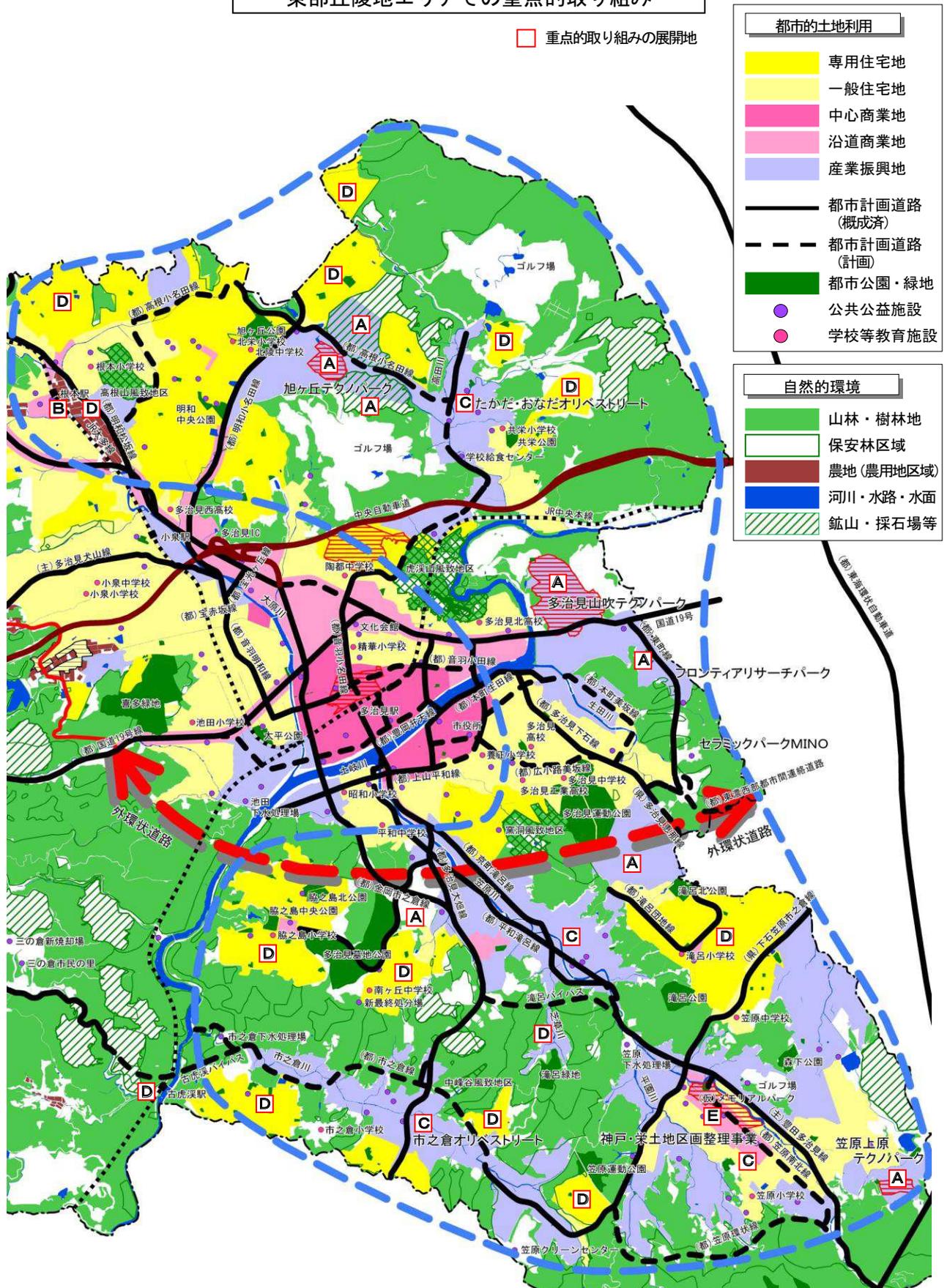


E 笠原地区市街地の都市としての様態を整えていきます



東部丘陵地エリアでの重点的取り組み

重点的取り組みの展開地



都市的土地利用

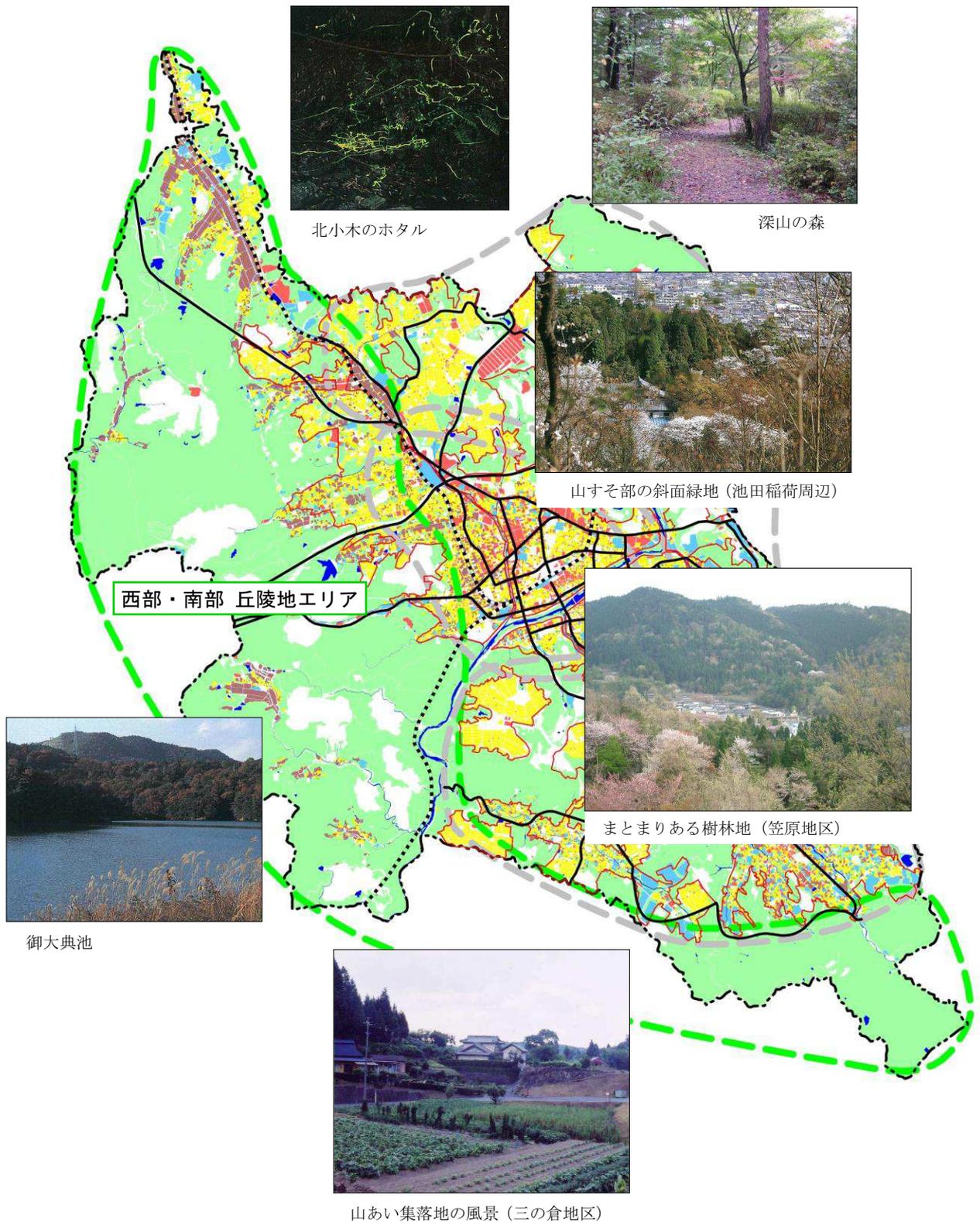
- 専用住宅地
- 一般住宅地
- 中心商業地
- 沿道商業地
- 産業振興地
- 都市計画道路 (概成済)
- 都市計画道路 (計画)
- 都市公園・緑地
- 公共公益施設
- 学校等教育施設

自然的環境

- 山林・樹林地
- 保安林区域
- 農地 (農用区域)
- 河川・水路・水面
- 鉱山・採石場等

3 西部・南部丘陵地エリア

市域の北西から南東にかけて広がる丘陵地と山すそ・山あいの集落・住宅団地、さらには、姫川、大原川、根本川などの川沿いの農地で構成されるエリアです。



(1) エリアの課題

① 地域コミュニティの維持

- ◆ 南姫地区では、都市計画線引き以降人口は増加傾向を示したものの、最近では少子高齢化の影響による大幅な人口減少への転換が予測され地域コミュニティの維持が懸念されています。

② 耕作放棄地の増加

- ◆ 平成8年の線引き制度の導入以降、農地転用は減少したものの、農業振興地域の農用地区域において耕作放棄地が増加しています。

③ 市街地をとりまく緑の分断

- ◆ 市街地を取り巻く森林地域では多くの採石場や埋め立て処分場が操業しており、各所で緑の分断が見られます。

(2) まちづくりの現況

A 開発許可基準条例の運用による開発・建築行為の弾力化

- ◆ 集落地、住宅団地のコミュニティ維持や地域活力の向上を目的とする「多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例」を制定し、条例適用区域内の建築・開発行為について弾力的に運用しています。

B 市街化調整区域への公共下水道事業の拡大

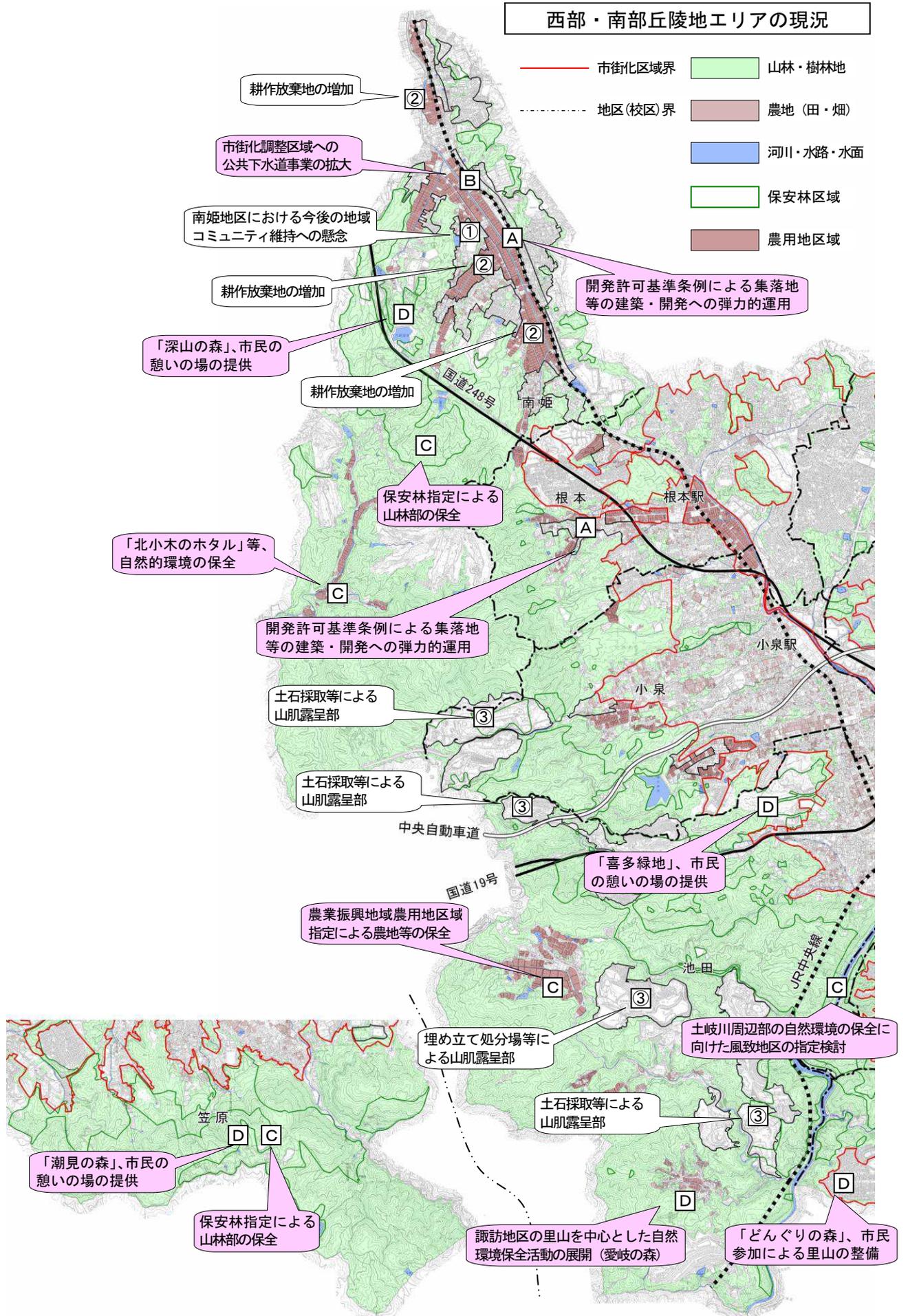
- ◆ 市街地の広範にわたって整備を推進してきた公共下水道事業において、今後は、整備途上の市街地外縁部とともに、南姫地区等の市街化調整区域への整備拡大を予定しています。

C 自然的環境の継続的な保全

- ◆ 山林・農地の保安林・農用地区域指定や、「北小木のホタル」の市天然記念物指定などにより自然的環境が継続的に保たれています。また、良好な自然的景観を有している地区に対し、風致地区の指定が予定されています。

D 自然と触れ合える場の整備と活用

- ◆ 「深山の森」、「喜多緑地」、「潮見の森」などが整備され市民の憩いの場となっています。
- ◆ 市之倉地区の「どんぐりの森」など、市民が主体となって身近な里山が整備されるなど、里山の整備と活用に関する活動が進められています。



(3) まちづくりのテーマ

『里山の緑とともに暮らすまちづくり』

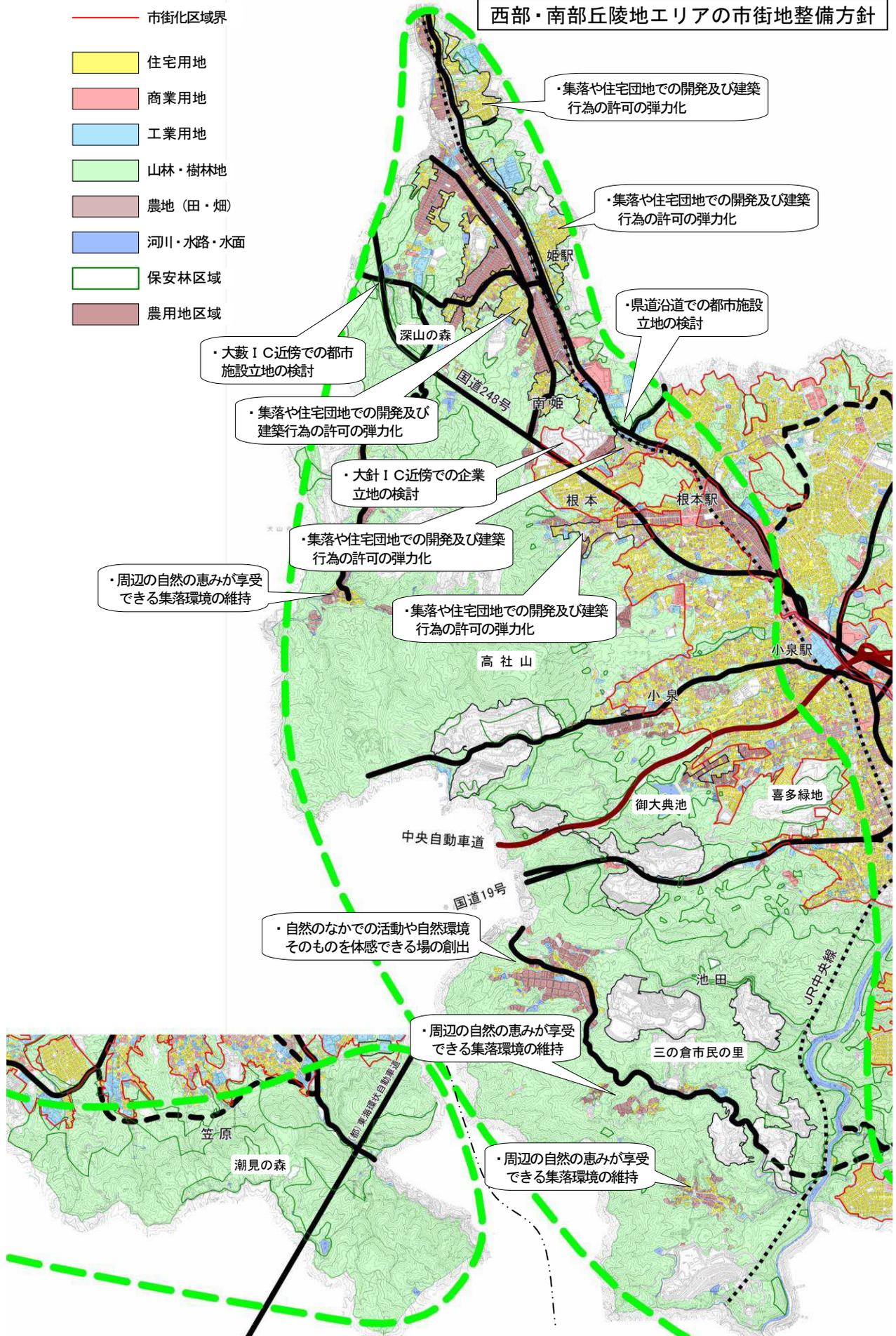
- ① 豊かな自然的環境とその環境の中での暮らしを維持するまちづくりを展開します。
- ② まとまりある緑を大切に守り育てるとともに、優良農地を保全します。
- ③ 森林、農地との十分な調整のもと、必要に応じて、まちづくりに有効な土地利用への転換を検討します。

(4) 市街地の整備方針

豊かな自然的環境とその環境の中での暮らしを維持するまちづくりを展開します。また、企業誘致や公益施設用地に必要な最小限度の土地利用転換については、森林、農地の保全と十分な調整を図って行います。

- ◆ 市街地に隣接または近接する集落や住宅団地では地域コミュニティの維持のため、周辺の自然的環境との調和を図りながら、引き続き開発及び建築行為の弾力化を図っていきます。
- ◆ 産業振興を目的とする事業用地の供給は、原則として市街化区域で行うこととしますが、やむを得ず市街化調整区域で供給しようとする場合は、市街化区域に隣接又は近接しているか幹線道路のインター付近であること、伐採を伴う大規模な土地形質の変更がないことなどを前提に、新規産業の立地誘導を図ります。
- ◆ 新規に整備する事業用地にあつては、公共下水道や道路などの都市施設計画、給水計画などに支障をきたさないことはもちろん、市街化調整区域での整備にあつては地区計画などにより都市計画の内容を明確にして整備を進めます。
- ◆ 市街地近傍の幹線道路沿いや国道インターチェンジ付近において、火葬場の建設について検討します。

西部・南部丘陵地エリアの市街地整備方針



(5) 自然的環境の保全・活用に関する方針

① 優れた自然的環境の保全と活用

- ◆ 山あいの集落地においては、引き続き、周辺の自然の恵みが享受できる環境を維持していきます。また、里山として自然の中での活動や自然環境を体感できる場の創出に努めていきます。
- ◆ 広範囲にわたって優れた森林機能を有するエリアとして、残された緑地を保全していきます。また、採石場や埋め立て処分場の操業で失われた緑の回復を図っていきます。
- ◆ 「深山の森」、「潮見の森」、「喜多緑地」などの大規模な緑地や保健保安林及び「高社山」、「弥勒山」、「道樹山」などのレクリエーションや眺望で親しまれている山稜について、市民がふれあえる機会を増やすことで、大切な緑の管理や保全に対する意識啓発に努め、集落地における里山環境の保全と創出を図っていきます。

② 地域振興に向けた農地の適切な保全と活用

- ◆ 農地の耕作放棄や後継者不足等の農業問題をふまえた地域活力の低下を抑制するため、市民農園や観光農園による農業振興施策を展開するなど、観光と連携した都市近郊型農業の推進に向けた取り組みを進めます。

(6) 交通システム整備に関する方針

① 公共交通の充実

- ◆ 地域の実情に即した新たな地域内交通について、地域住民、事業者、行政が一体となって構築します。
- ◆ 池田南地区において、自主運行バス諏訪線（スクールバス兼用）、ききょうバス諏訪ルート of 運行形態を見直します。また、市之倉ハイランドとJR古虎溪駅を結ぶ新交通システムの導入を図り、団地の公共交通の利便性を高めます。
- ◆ JR古虎溪駅の利用を促進するため、周辺地域の公共交通の再編に併せてバス転回広場を整備します。
- ◆ JR根本駅周辺地区（北丘町など）において、JR根本駅を起点としたバス路線の再編を行うとともに、公共交通空白地帯となるエリアをカバーする新たな地域公共交通システムの導入を図ります。

② 円滑な自動車交通の確保と広域交通網の充実

- ◆ 旧農免道路の有効活用により、市街地の通過交通を削減する外環状道路としての機能を確保します。
- ◆ 国道248号北バイパスの4車線化により広域交通網の充実を図ります。

(7) 生活環境整備に関する方針

① 公共下水道事業等の実施

- ◆ 市街地に隣接または近接する集落地と住宅団地において公共下水道事業を実施します。また、下水道計画区域外の地区における生活廃水の処理にあつては合併処理浄化槽の設置について支援します。

② 公共・公益施設の整理・統合

- ◆ 根本地区では、公民館や児童館、市役所地区事務所等の公共・公益施設について、地区住民の利便性や施設の効率的運営に資するため、J R根本駅付近において整理・統合を進めます。

(8) 重点的取り組み

地球環境の保全と都市環境の向上に寄与する『まとまりある緑や優良な農地の保全』に向けた取り組みを中心に、山すそや山あい立地する集落地のコミュニティを維持・向上させる自然環境の適切な利活用策を展開していきます。

A まとまりある山林を保全していきます

現在のまち

- ◆都市計画制度によりまとまりある山林の都市化を抑制しています。
- ◆市街地に近接する山すそ部の広範にわたって保安林が指定されています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆都市計画制度の活用や保安林の指定により都市化が抑制され、良好な自然的環境が保たれています。
- ◆市街地に隣接する土岐川沿いで「風致地区」が指定され、拡大が図られています。

B 農業振興施策と連携し、農地を適切に保全又は活用していきます

現在のまち

- ◆農業振興地域における農用地区域指定によって、一団の優良農地を保全しています。
- ◆農地の耕作放棄が進むなか、市民農園化や農業体験・直売などの活動を実施中です。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆農業振興地域における農用地区域指定の継続により、まとまりのある優良農地が残されています。
- ◆国道 248 号等の交通の利便性を活用し、観光と連携した都市近郊型農業が進められています。

C 集落地のコミュニティを維持できる環境づくりを進めます

現在のまち

- ◆市街地に隣接または近接する集落地と住宅団地に開発許可基準条例が適用され、建築・開発行為制限が弾力的に運用されています。



めざす将来のまちのイメージ

- ◆開発許可基準条例の適正な運用により、小規模店舗、医院等の地域における生活利便施設の立地が進んでいます。また、人口減少にも一定の歯止めがかかってきました。
- ◆開発許可基準条例の適用区域を中心に公共下水道事業が実施されています。

D 自然とふれあえる空間づくりや利用環境を向上させていきます

現在のまち

- ◆市民との協働によって、里山の保全活動が展開されています。
- ◆市街地に隣接して喜多緑地が整備され、多くの市民に親しまれています。

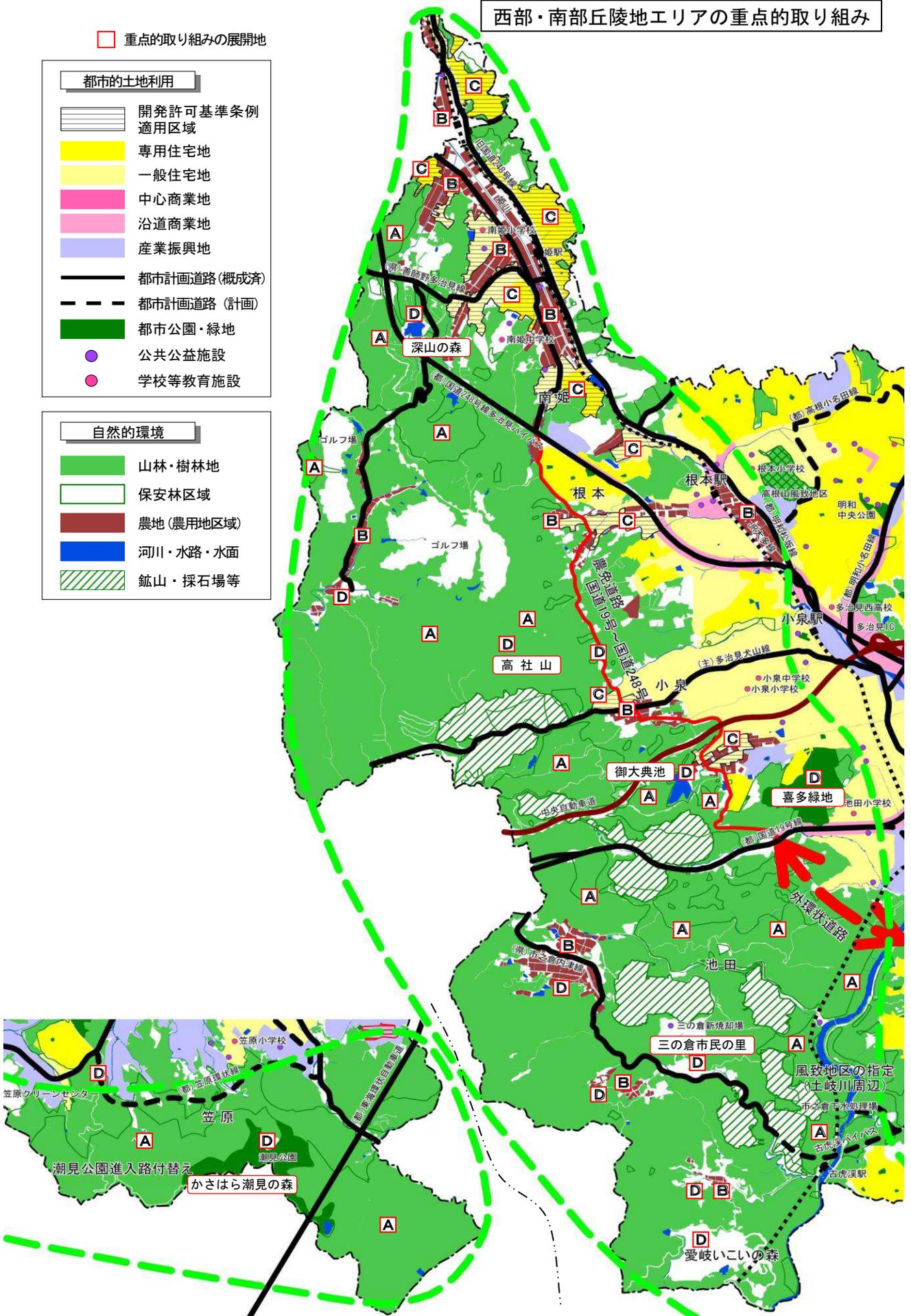


めざす将来のまちのイメージ

- ◆市民主体で取り組まれている市之倉地区での里山の保全活動が池田南地区にも拡大され、農地の有効利用とあわせて良好な里山の環境が保たれています。
- ◆潮見公園の進入路が整備されたことで、公園へのアクセスが向上し、利用者が増加してきました。

西部・南部丘陵地エリアの重点的取り組み

□ 重点的取り組みの展開地





資料編

策定までの経緯	74
用語の解説	76

策定までの経緯

都市計画に関連する事項	都市計画マスタープラン
昭和27年4月 多治見都市計画 都市計画区域の指定	
昭和49年9月 笠原都市計画 都市計画区域の指定	
昭和58年4月 多治見都市計画 都市計画区域の拡大(南姫地区)	
平成8年10月 多治見都市計画 都市計画区域区分の決定 (市街化区域、市街化調整区域)	平成4年6月 都市計画法の改正により市町村 の都市計画に関する基本的な方 針(市町村マスタープラン)が位 置づけられる
	平成7年3月 第1次都市計画マスタープラン 全体構想の策定
平成8年10月 多治見都市計画 都市計画区域区分の決定 (市街化区域、市街化調整区域)	
	平成11年11月 第1次計画 地区別構想の策定に向けた地区 別まちづくり研究会の発足
	平成12年 7～8月 第1次計画 地区別説明会の開催
	平成12年9月 第1次計画 地区別構想原案の作成
	平成12年11月 第1次計画 全体構想の見直し原案の作成
	平成12年11月 岐阜県へ意見照会
	平成13年1月 多治見市議会へ説明
	平成13年2月 第1次都市計画マスタープラン 案の作成
	平成13年2月 多治見市都市計画審議会へ意見 照会
	平成13年3月 第5次多治見市総合計画の策定
平成18年1月 多治見市・笠原町の合併	
平成20年3月 第6次多治見市総合計画の策定	平成21年3月 第1次都市計画マスタープラン の変更(企業誘致の方針に関す る事項についてのみ)

都市計画に関連する事項	都市計画マスタープラン
	平成 22 年 2 月 第 2 次都市計画マスタープラン素案の作成
平成 22 年 3 月 国土利用(第 3 次多治見市)計画の市議会議決・告示	平成 22 年 3 月 第 2 次計画 多治見市都市計画審議会へ中間報告
	平成 22 年 4～5 月 第 2 次計画 パブリックコメントの実施(第 1 回)
平成 22 年 5 月 都市計画区域区分の変更、用途地域の変更、等の公聴会の開催	平成 22 年 5 月 第 2 次計画 公聴会の開催
	平成 22 年 6 月 第 2 次計画 岐阜県へ意見照会(第 1 回)
	平成 22 年 8 月 第 2 次計画 パブリックコメントの実施(第 2 回)
	平成 22 年 8 月 第 2 次計画 岐阜県へ意見照会(第 2 回)
	平成 22 年 8 月 第 2 次計画 多治見市都市計画審議会へ意見照会
	平成 22 年 11 月 第 2 次都市計画マスタープランの公表
平成 22 年 12 月 (予定) 多治見都市計画区域の変更 決定・告示(笠原都市計画を多治見都市計画に統合) 都市計画区域区分の変更 決定・告示 用途地域等の変更 決定・告示	

用語の解説

索引	用語	解説
あ行	アクセス	情報に対する操作や交通手段の連絡等の総称。目的地への交通手段(道路網や公共交通等)による接近や利便性のこと。
	NPO(エヌ・ピー・オー)	Non Profit Organization の略(民間非営利組織)。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。
	オープンスペース	都市のなかでの建造物の建っていない場所や空間。市街地における水辺や公園・緑地・広場、道路空間などの総称。
	屋外広告物	常時もしくは一定の期間、屋外で表示されている看板、立て看板、広告塔、張り紙等。
	オリベストリート構想	オリベイズム(桃山時代に、斬新で自由な発想により茶の湯の世界に新風を巻き起こした古田織部の精神)をまちづくりに活かし、各地区で培われてきた文化等を活用して集客を図る構想。
か行	開発許可基準条例	線引きによって、市街化を抑える市街化調整区域に指定された場合であっても、既に一定以上の集落性が認められる地区については、区域を指定して開発許可基準を緩和する制度(市が定めている条例)。
	風の道構想	環境共生を目指したまちづくりの手法の一つ。本市においては、四方の山々の冷風を、河川、幹線道路、鉄道等を「風の道」の軸として市街地に送り込む構想。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理を行う浄化槽。
	環境負荷	開発行為による緑の減少や生産活動による廃棄物の発生等、人の活動が環境に及ぼすマイナスの影響。環境を保全し、創出する上で支障の原因となるおそれのあるもの。
	企業立地	企業が、事業所や工場等を建設すること。
	狭あい道路	建築基準法第42条第2項に該当する、幅員1.8m以上4m未満の市道認定道路。
	区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分のこと。一般にこの区域区分を行うことを「線引き」という。
	高気温対策	散水や注意喚起による熱中症対策等。平成19年8月16日に多治見市で日本最高気温40.9℃を記録したことを機に高気温対策会議を設置。
	高度処理	下水処理場での通常の処理水質よりさらに良い水質となるよう、除去の難しい窒素やリン等の低減を目的とした処理のこと。水質環境基準の達成、水道水源の保全、湾や湖沼等の閉鎖性水域の富栄養化防止等のために行うもの。
	コ・ジェネレーション	石油やガスなどの一次エネルギーから、動力と熱、あるいは電力と熱のように2種類以上の二次エネルギーを取り出すシステム。動力や電力を得ると同時に、その排熱を利用して蒸気、温水や冷水を得ることができるため、システム全体としてのエネルギー効率はきわめて高く、省エネルギーシステムとして期待されている。
	コミュニティバス	比較的少量のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、従来の路線バスを補う公共交通サービス。本市では「ききょうバス」の愛称で親しまれている。
	コンパクトシティ	市街地内の未利用地の活用による環境保全や既存の都市機能の有効活用による集約的なまちのこと。経済的な効率性の向上等が期待されている。

索引	用語	解説
さ行	里山	「手付かずの自然」ではなく、古くから農用林として人々の生活と結びつき維持されてきた「里」周辺の山林のこと。クヌギ、ナラ等の雑木林、農地、ため池、草原等で構成され、多様な生物の生息・生育空間になっている。
	3次医療機関	地域の医療機関相互の機能分担と連携強化を目的とした区分で、3次医療とは、脳卒中、心筋梗塞などの生命が危険な状態にある患者や、集中治療室での治療が必要な小児や未熟児などを対象とした高度、特殊、専門的な医療であり、大学病院や救命救急センターのほか、疾病の種類によっては急性期や重篤な患者に対する治療を行う医療機関のこと。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、積極的に開発・整備をする区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
	地場産業	特定の地域に、その地域の資源や労働力等を背景として古くから発展し、定着している産業。本市は陶磁器産業。
	市民農園	都市部の住民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、市町村・JA・農家などから借りる小規模の畑のこと。本市においては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」にもとづきJAが開設している。
	循環型社会	「脱焼却」「脱埋立」を目標理念とする、ごみ減量やリサイクルに努め、環境への付加が少ない社会のこと。
	先導的都市環境形成計画	公共交通部門（公共交通実行計画）とまちづくり部門（都市環境整備方針）について、低炭素地域づくりを目指す多治見市の取り組みを示した計画。
	線引き	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する、「都市計画区域区分」の通称。
た行	多自然川づくり	治水上の安全性を確保しながら、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ変えない自然環境に配慮した河川工事で、種の多様性確保やその川に相応しい生物の生息・生育環境等の保全・復元を目標としている。
	地球環境問題	環境問題の一種で、問題の発生源や被害が特に広域（地球規模）的なものを指す。地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、発生源や被害地が必ずしも一定地域に限定できないもの等が該当する。
	地区計画	良好な住環境を形成し保全するため、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりのルールを定めた地区単位の計画のこと。土地や建物の所有者等、市民が主役となって話し合いを行い、地区独自のルールを細かく定めるもの。
	低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで抑制していく社会のこと。実現に向けて、化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などへの取り組みを展開する。
	デマンドバス	無線通信による利用者の呼び出しに応じて、一定地域内を不定期に運行する小型バス。定期的な運行時間に従って規定の運行ルートを回るのではなく、利用者の要望に応じて、自由にルートや時間を変えて運行することで、バス利用の向上と運行の合理化を図る。

索引	用語	解説
	特別工業地区	都市計画法に基づく地域地区のなか用途地域を補完する「特別用途地区」の一種。地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例により、用途地域制限の強化又は緩和を行う。本市においては、地場産業の保護育成と良好な居住環境の形成を図ることを目的に指定されている。
	都市基盤施設	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設等の総称。
な行	農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、都道府県知事が指定する地域。
	農免道路	「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」により整備された農業用道路のこと。
は行	パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車を運転し、最寄の駅まで行き、鉄道に乗り継ぐ形態。
	バリアフリー	障害のある方にとって障壁（バリア）となる段差をなくしたり、手すりやスロープ、点字ブロックの設置等を進め、だれでも快適に暮らせる建物、まちづくりを行うこと。また、段差など物理的な障壁のほか、心理的、制度的な障壁も含めた全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ヒートアイランド	都市部が周辺域より高い温度になっている現象で、等温線を結ぶと島状になる。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどが要因とされ、風の弱い晴れた夜に顕著になる。
	風景づくり推進地区	重点的に風景づくり（自然環境や文化、歴史景観等の形成）を推進したり、風景を保全したりする必要があると認められる地区として、多治見市美しい風景づくり条例に基づいて市長が指定した地区。
	風致地区	都市の風致を維持するため定める地区。建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などについて都道府県の条例で規制されている。
	プロムナード	歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。「遊歩廊」ともいう。
	保安林	災害の防止、公衆の保健、風致の保存その他公共の目的を達成するために、森林法に基づき指定された森林。
ま行	美濃焼	岐阜県東濃西部を中心とした地域で生産されるやきものの総称。桃山時代の織部、志野等の茶陶、明治時代の輸出陶磁器等、時代に即したやきものを送り出し、現代の食器やタイル等の生産量は全国一を誇っている。
	モビリティ・マネジメント	多様な交通施策を活用し、一人一人の移動や地域の交通流動を改善していくために行う一連の取り組み。
や行	用途地域	都市計画法・建築基準法によって定められている用途地域の区分により、土地利用を計画的に誘導していく制度。
ら行	リバーフロント	河岸や河畔など川に面した所。また、川の沿岸地帯の開発。
	緑地協定	都市緑地保全法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全または緑化に関する協定。

索引	用語	解説
	緑被率	樹木や草花で覆われた土地の面積を区域面積で割った割合のこと。緑の量を平面的に捉える目安の指標。
	緑化重点地区	緑の量が不足している市街地での積極的な緑化を目指す「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことで、本市においては、地区内の民有地緑化に対し助成制度を設けている。

この冊子は 1部あたり 2,100円で 150部を作製しています。

この冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いています。

リサイクル特性：紙へリサイクル可

2010年8月 多治見市は市制70周年を迎えました。

第2次 多治見市都市計画マスタープラン

平成22年(2010年) 11月 発行

企画・編集 多治見市都市計画部 都市政策課

表紙デザイン 多治見市陶磁器意匠研究所

発行 多治見市役所
〒507-8703
岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話 0572-22-1111(代表)
<http://www.city.tajimi.gifu.jp/>